

令和8年度
事業計画及び予算書

社会福祉法人 堺市社会福祉事業団

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、地域の社会福祉の中核的な事業者として、専門性や独自性がさらに発揮できるように引き続き取り組んでいきます。

堺市立こどもリハビリテーションセンターは、令和 6 年度から開始した第 5 期指定管理期間の 3 年目を迎えます。身近な地域で、こどものニーズに応じた発達支援を確実に受けられる体制の整備を進めるとともに、地域における障害児支援の質の向上とインクルージョンの推進に取り組みます。また、センターでの療育及び相談支援の実践を着実に積み重ねることで、堺市における障害児支援の中核拠点としての機能強化を図ります。さらに、事業運営の安定化を図るため、収益改善に取り組むとともに、さらなるニーズに合った質の高い療育を安定的に提供できるよう、堺市の方針を確認しながら、持続可能な療育システム、組織体制及び指定管理料を含めた収支計画等について、引き続き堺市と協議していきます。

堺市立健康福祉プラザは、当事業団を代表構成員とし、特定非営利活動法人堺障害者団体連合会及び公益財団法人フィットネス 21 事業団との 3 者による共同事業体として、第 3 期指定管理期間の最終年を迎え、日々の業務の中で着実に実績を積み重ねていきます。いずれの施設においても、より多くの方々から愛される施設となるよう、職員が一丸となって一層の努力を続けていきます。

次に、経営・会計の観点からは、各事業における ICT の活用や各種マニュアルの見直し等を進めるとともに、今後も堺市と協議・連携し、経営管理体制及び財務規律の強化並びに事業運営の透明性の向上に努めていきます。

最後に、事業団として良質な支援サービスを常時確保できる体制の構築に向け、専門職員の確保及び適正な人事管理を図り、職員の意識改革と能力開発を促進します。また、人事評価制度については、令和 6 年度から非常勤職員にも対象を拡充し、引き続き効果的な人材育成の推進に取り組んでいきます。

令和 7 年度までに得られた成果を踏まえ、令和 8 年度以降も、利用者の人権・人格を尊重し、利用者の声に真摯に耳を傾けたサービス提供に努めるとともに、これまで蓄積してきた専門的技術やノウハウといった経営資源を最大限に活用し、社会情勢の変化や多様化する利用者ニーズに的確に対応した事業を展開していきます。

さらに、職員一人ひとりが常に改革マインドを持ち、主体的に事業の充実を図ることで、堺市における障害児者支援の中核的な役割を担うべく、引き続き鋭意取り組んでまいります。

堺市立北こどもリハビリテーションセンター指定管理者業務にかかる事業計画

I 管理運営方針

堺市立北こどもリハビリテーションセンター（以下「センター」）は、心身に障害のある児童及びその疑いのある児童の早期療育支援を行うことにより、豊かな発達と自立を促し、地域社会の中で生き生きとした暮らしが送れるよう、家族も含め総合的に支援を行います。また、地域のこども園や幼稚園、小学校等に通う支援の必要なこどもと保護者に対しても専門的なアドバイスを行い、関係機関とも連携し発達支援や家族支援を行います。

堺市全体の障害児支援の一層の充実を図るために、これまで蓄積してきた専門的技術、知識、経験、情報といったノウハウを活用し、障害のあるこどもの地域での生活を支える支援拠点として、市内の関係機関の支援に取り組みます。また、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供できるよう、令和8年度も引き続き感染症拡大防止策の取り組みを含めた、安心、安全な療育を行うとともに、令和6年4月の児童福祉法改正の主旨を踏まえ、センターが地域における中核機能を果たすために、療育の質の維持、向上に努めてまいります。

そのために、これまでの実績や課題をふまえ、令和8年度は以下を重点項目として、施設管理・事業運営を行います。

1 質の高い療育の維持

障害のあるこどもに対して、「こどもらしい生活」と「専門的な療育支援」を一体的に提供できることが事業団の療育の強みです。今後も質の高い療育を継続的かつ安定的に提供していきます。また、療育の質の維持、向上のために人材の確保と育成に注力します。

2 地域支援の強化

地域支援を担当する職員（セラピスト、心理士、保育士、児童指導員等）を配置し、並行通園、保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業、障害児等療育支援事業等を実施します。

並行通園では、在籍園への訪問などを通して地域の関係機関の支援力の向上に寄与します。保育所等訪問支援等をとおして地域のこども園や幼稚園、学校などとの連携を更に進め、引き続き利用者のニーズに合わせて保育士やセラピストなど専門職を訪問支援員として派遣することで、地域の支援体制を構築していきます。

障害児相談支援については、強度行動障害や医療的ケア、地域移行・地域定着支援に関する専門研修を受講した相談支援員が、より丁寧で専門的な相談支援を行います。

障害児等療育支援事業については、個別相談・グループ相談（にこにこ広場）や施設支援により、受給者証を持たない児と保護者への相談や地域園・学校・民間事業所への支援を行っています。

土曜日に実施している自主事業について、知的発達や運動発達に遅れのある児や医療的ケア児等を対象に、保護者にとって利用・相談しやすい場となるよう工夫し実施していきます。また、専門職種による学習会をつばみ園と共催し、保護者支援を行います。

引き続きつばみ園と合同で、堺市内にある児童発達支援事業所等に対し、児童発達支援センターが中心となって「児童発達支援に係る交流会・見学会」「保育所等訪問支援事業所交流会」、関係機関向けの交流会・見学会等を開催するとともに、障害児通所支援事業者育成事業と連携し各事業所職員のスキルアップに努めるなど、関係機関との連携をさらに強化し、地域の障害児支援拠点としての役割を果たします。

3 情報の発信と公開

事業団だよりの発行やホームページ、フェイスブック等を使ってセンターの事業や療育に関する情報の発信と公開を行います。

関係機関向けにセンター見学会の実施、あい・すてーしょんや学習会のチラシの配布など、児童発達支援センターについて市民への周知を更に図ります。

4 危機管理

種々の災害に対しては、危機管理対応マニュアルの点検・整備を行い、随時訓練を実施し不測の事態に備えます。

また大規模災害等に対する事業継続計画を整備し、必要な研修及び訓練を定期的の実施するとともに、定期的に業務継続計画の見直しを行います。

5 安心、安全な療育の提供

引き続き各種感染症の感染防止の取組みを講じていきます。また、施設の不備が生じた際には、速やかに改善を図るとともに、施設の老朽化に伴う修繕箇所について、市とも協議を行いながら、施設の維持管理に努めてまいります。

6 各種委員会等の設置

国が定めるガイドライン等に基づき、虐待防止委員会、感染症対策委員会等の各種委員会を設置するとともに、検討結果を職員に周知徹底し、必要な研修を実施します

II 職員配置計画

1 職員配置についての基本的な考え方

センターは、通所による児童発達支援を基盤に、地域の障害児と家族への支援、障害児が通う学校・こども園・幼稚園等への助言・援助など地域支援の役割も担っています。

センターにおける人員配置基準を基本に、様々な専門職員を配置します。

事務員、児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員（社会福祉士・精神保健福祉士含む）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、管理栄養士、調理師・員、医師、相談支援専門員、心理相談員（公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士等）、等

また、多様な勤務条件や雇用形態を工夫し、社会的ニーズへの対応や必要な人材確保に努めます。

2 職員の配置計画

関係法令等を遵守し、管理者としての園長のほか、必要な資格、知識及び技能を有する職員を適正に配置します。医療的ケアが必要なこどもに対しては看護師や姿勢保持が必要なこどもに応じてセラピストが対応できるよう配置します。また、給食時はクラス担任だけでなく、こどもに応じて様々な専門職が支援を行い職員全体でみられるよう環境を整えます。

職員の配置、勤務形態及び雇用形態については、労働基準法その他の労働関係法を遵守し、センター等におけるサービスの確保に支障がないように行います。

職員に対して、センター等の管理上必要となる知識・技能を習得させるとともに、資質の向上を図るために必要な研修を行います。

Ⅲ 職員研修及び人材育成計画

障害児支援に携わる職員として必要な専門知識や技術だけでなく、人権研修や権利擁護等の法令遵守も含めた研修を計画的に実施します。効果的なOJTを実施し、個々人の「問題解決能力」「業務遂行能力」「職員として求められる専門的知識・技術」等の向上を図ります。また、人事評価制度の効果的な活用により、職員の意欲喚起と能力向上を促します。

1 人事評価

人事評価を実施します。職員が自らを見つめ直し、知識や専門性の向上、スキルアップを目指す機会とするとともに、上司とのコミュニケーションを深め、強みを伸ばし、弱みを補強しながら個々の持つ能力や意欲を引き出します。

2 研修計画

医療や保育、リハビリテーションなど部門別の各種研修会や学会に職員を派遣し、その受講報告書をもとに全職員への伝達を行います。

また、令和8年12月から施行される「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）」の主旨を踏まえ、人権擁護虐待防止研修の一環として研修等に取り組んでいきます。

テーマに沿った外部講師を招聘するとともに、多職種集団であることを活かし、職員自らが講師となって職場内研修を行います。

事業団内ケース検討会にはスーパーバイザーとして大学教員等を招聘します。

(1)基礎研修

研修名	対象職員	研修内容
新任研修	新規採用職員	事業団の概要や業務について
職階別研修	全職員	職場内コミュニケーション、効率的業務運営等、職務上の知識向上
主任者研修	主任級以上職員	部下の指導育成、職務上の知識向上
管理者研修	役職者	人事・労務・財務・設備管理等、管理者としての知識向上
人権擁護虐待防止研修	全職員	人権意識を高め、虐待を未然に防ぎ支援の質の向上

(2)専門職研修

研修名	対象職員	研修内容
職員全体研修	全職員	障害児支援に係る専門的知識、技術を有する外部講師による研修
事例検討会	全職員	事例を通じた支援の検討、外部講師によるスーパーバイズ
職種別園内研修	全職員	各職種が研修講師を務め専門知識の習得、並びに組織連携の向上

職種別派遣研修	全職員	同種施設、関係機関等が開催する外部の研修に計画的、積極的に参加
---------	-----	---------------------------------

IV 業務の実施内容、スケジュール

業務の実施にあたっては、仕様書に基づいて以下の通り実施します。

1 児童発達支援センター もず園（児童発達支援事業）

(1) 定員

堺市立もず園 120 名

(2) 療育について

身体障害、知的・発達障害等のあるこども、医療的ケアを要するこどもに対し、障害種別に関わらず専門性を活かした支援を行います。併設の診療所機能を活かし、医師と各種専門スタッフが相互に連携を図り、こどもの発達状態を的確に評価し療育を実施します。療育にあたっては、こどもへの直接支援とともに、家族への支援も重視していきます。

<年間行事予定>

4月6日	入園のつどい	11月	5歳児わくわく保育
4月	家庭訪問	12月	土曜参観
6月	日曜参観		おたのしみ会
8月10日	夏季家庭療育期間	12月28日	冬季家庭療育期間
～14日		～1月3日	
10月	運動会	3月23日	卒園・修了式
		3月29日～	春季家庭療育期間

(3) 療育内容等について

児童発達支援センター もず園

ア 知的面及び運動面で発達に遅れのある児を対象とした毎日登園クラスと週1日登園クラスを運営します。

イ 並行通園は週1日利用クラスと月2日利用クラス（2クール制）を運営します。

	毎日クラス	その他のクラス		並行クラス		
対象児	2~5 歳児	2~3 歳児 知的・ 発達障害児	0~5 歳児 歩行未獲得の 肢体不自由児等	3~5 歳児 知的障害児	4~5 歳児 発達障害児	
		こども園・幼稚園等の 在籍児も対象		こども園・幼稚園等に在籍している児のみ		
契約児数	80 名	50 名	20 名	12 名	30 名	60 名
登園形態	単独通園 (親子通園も有) 7 クラス	親子通園 5 クラス	親子通園 1 クラス	親子通園 2 クラス	親子通園 5 クラス	親子通園 10 クラス
登園日数	週 5 日	週 1 日	週 1 日	週 1 日(午前)	週 1 日(午後)	月 2 日程度

- ウ 個々のこどもの発達状況に応じて、適時クラス変更等の対応を検討します。
- エ 個々のこどもの状態を的確に把握し、発達課題を明らかにします。運動・言語・感覚・認知能力の向上、情緒の安定、社会性の育成を目指して、全身活動や感覚遊び、手指活動等の保育に取り組みます。保育においては、こども集団での取り組みとともに、個別へのアプローチを組み合わせさせて実施します。
- オ 個々のこどもや保護者の状況に応じて、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、児童指導員、管理栄養士、給食担当者等が連携を密にし、共通認識のもと支援にあたります。
- カ 虐待等のケースについては、関係機関との調整を行いながら対応していきます。
- キ 並行通園クラスのこどもに対しては、療育を通してこどもが在籍園等でより過ごしやすくなるよう支援していきます。併せて、在籍園との連携を図るとともに支援力向上やインクルージョン推進を意識し、個々の状況に応じて保育所等訪問支援への移行等についても検討します。
- ク こどもと保護者のニーズ、こどもの状況等を踏まえた個別支援計画（児童発達支援計画）を作成し、保護者と確認の上でこれに基づいた支援を行います。定期的なモニタリングを実施し必要に応じて見直すことにより、適切かつ効果的に発達を支援します。
- ケ 切れ目のない支援を意識し、認定こども園、幼稚園、学校、障害児通所支援事業所等の関係機関との引継ぎや連携等を行います。
- コ 園庭開放を実施し、発達支援の入口として必要な相談等に応じます。

家族支援について

家族の不安や悩みを積極的に受け止め、自信を持って子育てができるよう支援します。

- ・ 家族支援プログラムを計画的に実施します。
- ・ クラス懇談会と個人懇談会を開催します（年2～3回）
- ・ 家庭訪問を年度始め（毎日クラス）や、必要に応じて行います。

家族支援プログラム（予定）

・ 試食会・栄養学習会 ・ ことばとコミュニケーションの発達と支援 ・ 歯科教室 ・ 夏の感染症について ・ 自閉スペクトラム症学習会 ・ 5歳児向け「就学について」 ・ 「就園について」 ・ 福祉制度について ・ 発達学習会	・ 先輩保護者の話 ・ 感覚の感じ方—違いの理解と支援— ・ 外部講師を招いて（日曜参観保護者教室） ・ サポートブック、あい・ふあいるについて ・ 卒退園後の支援について ・ 冬の感染症について ※その他、進路の考え方、余暇の過ごし方や子育てについてなど、クラス単位で保護者同士の情報交換、交流の場を設定しています。
---	---

リハビリテーションについて

ア 理学療法（PT）、作業療法（OT）、言語聴覚療法（ST）の各個別リハビリを、必要なこどもに対して医師の処方のもとに行います。各リハビリにおいては、こどもへのアプローチと併せて保護者支援を行います。こどもの在籍園等のニーズがあれば、保護者の同意のもとでリハビリ場を共有し相談・助言を行います。

イ 補装具の作成や、日常生活用具等の給付に関して相談に応じます。園で使用する器具で製作可

能なものを園で製作します。

給食について

- ア こどもたちが様々な経験を通じて、食に関する知識や望ましい食習慣を身に付けることができるよう、積極的に食育に取り組んでいきます。
- イ 口腔機能の発達等に配慮した適切な食事形態を提供します。摂食機能に障害があるこどもには特別食を用意し、多様な栄養摂取に対応した食事を提供します。
- ウ 「経管栄養」への対策やアレルギー対応、「肥満」「貧血」「偏食」の改善等、栄養管理や食習慣（宗教的な食事習慣を含む）に配慮を要する保護者に対し、食事作りや栄養指導を行います。
- エ つばみ園とも共通の献立リストから、季節やこどもたちの食事状況に応じて献立を選択し給食を提供します。看護師・セラピスト・管理栄養士等との多職種連携や自園調理の良さを活かし、安全かつ質の高い給食を提供できるようにしていきます。
- オ 安全に給食等を提供するため、調理スタッフの健康管理や厨房等の衛生管理を適切に行います。

送迎について（毎日クラス）

- ア こどもの送迎はマイクロバスなどで市内を巡回して行います。
- イ 運転手の他に職員が1名以上添乗し、送迎時のバスへの昇降やバス内での安全確保を行います。
- ウ 基準に基づき、こどもの置き去り防止のための安全装置を設置しています。
- エ 運転業務に係る関係法令を遵守し、安全で快適な運行に努め、緊急時についても適切に対応します。

2 もず診療所

北こどもリハビリテーションセンターに通う児童に対し、診察を行い障害の診断や療育方針を示し、専門職員による支援を行います。また、市内のリハビリテーションの必要な児童等を対象に診察やリハビリテーションを実施します。

診療科目：小児科、整形外科、リハビリテーション科

3 地域支援に関する業務について

(1)相談支援室 もず（障害児相談支援事業・特定相談支援事業）

障害児相談支援・計画相談支援では、通所支援の利用や障害福祉サービスの利用にあたって、障害児に関する専門的な知識とノウハウを持った相談支援専門員がアセスメントを行い、適切な支援の組み合わせ等について検討し、障害児支援利用計画案・サービス等利用計画案を作成します。支給決定後は利用計画の作成、事業所等との調整、サービスの利用状況を検証し（モニタリング）、計画の見直しを行います。

基本相談支援では、障害児の保護者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行います。

また、事業団の専門性を活かし、困難ケースへの対応や関係機関・他事業所との連携の強化、自立支援協議会への参加等を通して堺市の障害児相談支援の充実に役割を果たします。

(2)保育所等訪問支援事業

児童発達支援センターがもつ専門性を生かし、こども園、幼稚園、学校等の所属先と連携・協力してこどもたちが地域で生き生きと生活できるよう支援していきます。具体的には、訪問支援員が、

こども園、幼稚園、学校等を訪問し、対象児に対して集団生活への適応のための直接支援や、訪問先施設のスタッフに対して、支援方法等の助言・指導を行います。

(3)障害児等療育支援事業（あい・すてーしょん）

「堺市障害児等療育支援事業実施要綱」に基づき、運営を行います。

ア 業務内容

(ア) 外来療育等指導事業

a 個別の相談・指導

児童発達支援センター在籍児以外の障害児及び保護者に対し、相談支援（必要に応じて発達検査・知能検査等の心理諸検査を実施）を行います。一定期間の継続的な支援が必要な児童については、定期的な来所による支援を行います。

b グループによる相談・指導（にこにこ広場）

発達上、何らかのつまずきや課題がある児童とその保護者に対して「親子で遊ぶ」ことを中心にしながら支援していくにこにこ広場（1～3歳児）を開催します。また個別相談を行い子育ての助言や療育の情報提供を行っていきます。

定員等	1～3歳児対象（受給者証未取得で支援が必要な方） 6名程度、随時受付で複数回の利用可
利用日数	月2日程度

(イ) 訪問療育等指導事業

必要に応じて在宅障害児の家庭に訪問して、障害児及びその家族に対して各種の相談・支援を行います。

(ウ) 施設支援指導事業

学校、幼稚園、こども園、及び障害児通所支援事業所等に対し、面談や訪問等を通じて、こどもの支援や対応方法について話し合い、助言等を行います。

専門職員が施設に出向き、障害児療育に関する講義等を行う「出前講座」を実施し、堺市全体の障害児支援の質の向上につながる取り組みを行います。

(4)利用調整事務

センター利用を希望する保護者について、堺市立児童発達支援センター利用調整実施要項に基づき、つばみ園、市と連携し各業務に取り組みます。

ア 児童発達支援センター利用希望者の相談に対応します。

イ 児童発達支援センター申し込み受付後の面談を行い、その後市との協議にて定められた判定表を作成し、利用調整会議までに判定表等を市へ提出します。

ウ 利用調整要項第4条4項において利用調整会議への出席を求められた時は出席します。

エ 児童発達支援センターの児童発達支援における各クラスの療育内容、申込方法等必要な項目について記載したチラシを作成。作成したチラシを各区保健センター、認定こども園等障害児関係機関に配付します。

(5)センター利用にかかる相談受付業務

センター利用に係る窓口として、つばみ園と連携し、利用者及び関係機関との連絡調整及びセンター事業の円滑な運営調整を行います。

- ア 児童発達支援センターの利用に関する問い合わせ等の対応
- イ 診療所の受診希望者の相談
- ウ 障害児等療育支援事業に係る利用児等への一般発達相談
- エ アからウにかかる電話等による障害療育相談受付

4 自主事業について

児童発達支援センターの環境や専門スタッフのノウハウを活かし、地域の子育て支援の場としてもらうとともに、児童発達支援センターの機能や療育について少しでも多くの市民に知ってもらう機会とするために、以下の事業を実施します。

ア 土曜日クラブ

対象児 堺市内の就学前の障害児または、発達に不安のあるこどもとその保護者

実施場所 北こどもリハビリテーションセンター

実施日時 原則第2土曜日の10時～11時半（年8回程度実施）

実施内容 親子でさまざまな遊びを経験してもらう「あそびの広場」を開催するとともに、つばみ園と合同で保護者対象の学習会「まなびの広場」を開催します。

「あそびの広場」「まなびの広場」いずれも保育士や児童指導員だけでなく、理学療法士、看護師等も関わり、こどもへの支援および保護者相談を実施します。

イ にじいろクラブ

対象児 堺市内の就学前の歩行未獲得のこども、医療的ケアのあるこどもとその保護者

実施場所 北こどもリハビリテーションセンター

実施日時 原則第2土曜日の10時～11時半（年4回程度実施）

実施内容 歌・手遊び・大型絵本・季節の遊び等、親子で楽しい遊びを経験してもらいます。専門スタッフ（保育士・看護師・セラピスト・相談支援専門員等）が遊びのサポートと、日常生活上のご相談を伺います。

5 施設の維持・管理について

施設の維持・管理を適正に行うために、仕様書に基づいて施設維持、保守管理業務を実施します。

6 市民啓発研修の開催

障害児（者）への理解・啓発をめざし、つばみ園と合同で専門家による研修会を行います。

開催にあたっては、オンライン開催等も含め検討していきます。

V 利用促進計画、サービス向上の方策

1 地域との連携強化

並行通園クラスについては、療育内容の充実と、在籍園への連携を強化し、支援します。また、保育所等訪問支援事業及び障害児等療育支援事業の施設支援においては、センターの職員が地域のこどもを預かる機関に出向くことで、地域における障害の理解促進や支援の向上につなげていきます。また、こども園、幼稚園、学校からの相談にも積極的に応え、連携を深めていきます。

在宅乳幼児親子教室（幼児教室）に職員を派遣し、必要に応じて早期に療育が受けられるよう保健師等とも連携していきます。

2 情報の発信

事業団が実施する事業や療育の内容等について、パンフレットやチラシ、ホームページ等を利用して広く周知していきます。また、保健センターや児童発達支援事業所等関係機関職員へセンター及び診療所の機能の紹介、見学等の機会を設け、利用者増につなげていきます。

VI モニタリング計画と管理業務への反映

1 利用者からの意見聴取等

日常業務を通じて、利用者の要望の把握を積極的に行うと共に、出された意見については、速やかに検討し、日々の業務への反映を図ります。

利用者（保護者）評価を年1回実施し、ニーズを把握しサービスの向上に努めます。各園単位で利用者（保護者）との定例懇談会を行います。また、もず園だけでなくつぼみ園の保護者も含めた保護者会（さくらの会）と市及び事業団との懇談会を実施します。

ホームページに「ご利用者様のご意見箱」を設置し、ご意見をオンライン上でもうかがえるようにしています。

児童発達支援ガイドラインに基づく自己評価を実施します。また令和8年2月に受審する第三者評価の結果を踏まえ、運営の検討を行います。

職員が共通の認識をもち、サービス改善意欲の向上を図るとともに、利用者、関係者からの信頼を得られるよう努めます。

2 苦情等への対応

苦情等への対応について、「苦情解決責任者・苦情受付担当者」を配置し、「苦情解決マニュアル」に基づき、全職員が誠意をもって適切に対応します。

VII 収支計画

利用者ニーズに沿った多様な登園形態の実施、医療的ケア児区分や保育・教育等移行支援加算等活用でき得る区分や加算等の再検証を行うとともに、近隣の医療機関、保健センター、他事業所やこども園等と連携し通園、リハビリそれぞれの利用児増を図ることで、安定した収入の確保に努めます。

効果的な職員配置を行い、業務の改善、効率化を図るとともに、利用者の利便性、提供するサービスの質の低下をきたさない範囲でコスト削減に努め、事務費、事業費の縮減を図ります。

具体の収支額は別紙予算書のとおりです。

I 管理運営方針

堺市立南こどもリハビリテーションセンター（以下「センター」）は、心身に障害のある児童及びその疑いのある児童の早期療育支援を行うことにより、豊かな発達と自立を促し、地域社会の中で生き生きとした暮らしが送れるよう、家族も含め総合的に支援を行います。また、地域のこども園や幼稚園、小学校等に通う支援の必要なこどもと保護者に対しても専門的なアドバイスを行い、関係機関とも連携し発達支援や家族支援を行います。

堺市全体の障害児支援の一層の充実を図るために、これまで蓄積してきた専門的技術、知識、経験、情報といったノウハウを活用し、障害のあるこどもの地域での生活を支える支援拠点として、市内の関係機関の支援に取り組みます。また、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供できるよう、令和8年度も引き続き感染症拡大防止策の取り組みを含めた、安心、安全な療育を行うとともに、令和6年4月の児童福祉法改正の主旨を踏まえ、センターが地域における中核機能を果たすために療育の質の維持、向上に努めてまいります。

そのために、これまでの実績や課題をふまえ、令和8年度は以下を重点項目として、施設管理・事業運営を行います。

1 質の高い療育の維持

障害のあるこどもに対して、「こどもらしい生活」と「専門的な療育支援」を一体的に提供できることが事業団の療育の強みです。今後も質の高い療育を継続的かつ安定的に提供していきます。また、療育の質の維持、向上のために人材の確保と育成に注力します。

2 地域支援の強化

地域支援を担当する職員（セラピスト、心理士、保育士、児童指導員等）を配置し、並行通園、保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業、障害児等療育支援事業等を実施します。

並行通園では、在籍園への訪問などを通して地域の関係機関の支援力の向上に寄与します。保育所等訪問支援等をとおして地域のこども園や幼稚園、学校などとの連携を更に進め、引き続き利用者のニーズに合わせて保育士やセラピストなど専門職を訪問支援員として派遣することで、地域の支援体制を構築していきます。

障害児相談支援については、強度行動障害や医療的ケア、地域移行・地域定着支援に関する専門研修を受講した相談支援員が、より丁寧で専門的な相談支援を行います。

障害児等療育支援事業については、個別相談・グループ相談（にこにこ広場）や施設支援により、受給者証を持たない児と保護者への相談や地域園・学校・民間事業所への支援を行っています。

土曜日に実施している自主事業について、知的発達や運動発達に遅れのある児や医療的ケア児等を対象に、保護者にとって利用・相談しやすい場となるよう工夫し実施していきます。また、専門職種による学習会をもう園と共催し、保護者支援を行います。

引き続きもう園と合同で、堺市内にある児童発達支援事業所等に対し、児童発達支援センターが中心となって「児童発達支援に係る交流会・見学会」「保育所等訪問支援事業所交流会」、関係機関向けの交流会・見学会等を開催するとともに、障害児通所支援事業者育成事業と連携し各事業所職員のスキルアップに努めるなど、関係機関との連携をさらに強化し、地域の障害児支援拠点としての役割を果たします。

3 情報の発信と公開

事業団だよりの発行やホームページ、フェイスブック等を使ってセンターの事業や療育に関する情報の発信と公開を行います。

関係機関向けにセンター見学会の実施、あい・すてーしょんや学習会のチラシの配布など、児童発達支援センターについて市民への周知を更に図ります。

4 危機管理

種々の災害に対しては、危機管理対応マニュアルの点検・整備を行い、随時訓練を実施し不測の事態に備えます。

また大規模災害等に対する事業継続計画を整備し、必要な研修及び訓練を定期的実施するとともに、定期的に業務継続計画の見直しを行います。

5 安心、安全な療育の提供

引き続き各種感染症の感染防止の取組みを講じていきます。また、施設の不備が生じた際には、速やかに改善を図るとともに、施設の老朽化に伴う修繕箇所について、市とも協議を行いながら、施設の維持管理に努めてまいります。

6 各種委員会等の設置

国が定めるガイドライン等に基づき、虐待防止委員会、感染症対策委員会等の各種委員会を設置するとともに、検討結果を職員に周知徹底し、必要な研修を実施します

II 職員配置計画

1 職員配置についての基本的な考え方

センターは、通所による児童発達支援を基盤に、地域の障害児と家族への支援、障害児が通う学校・こども園・幼稚園等への助言・援助など地域支援の役割も担っています。

センターにおける人員配置基準を基本に、様々な専門職員を配置します。

事務員、児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員（社会福祉士・精神保健福祉士含む）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、管理栄養士、調理師・員、医師、相談支援専門員、心理相談員（公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士等）、等

また、多様な勤務条件や雇用形態を工夫し、社会的ニーズへの対応や必要な人材確保に努めます。

2 職員の配置計画

関係法令等を遵守し、管理者としての園長のほか、必要な資格、知識及び技能を有する職員を適正に配置します。医療的ケアが必要なこどもに対しては看護師や姿勢保持が必要なこどもに応じてセラピストが対応できるよう配置します。また、給食時はクラス担任だけでなく、こどもに応じて様々な専門職が支援を行い職員全体でみられるよう環境を整えます。

職員の配置、勤務形態及び雇用形態については、労働基準法その他の労働関係法を遵守し、センター等におけるサービスの確保に支障がないように行います。

職員に対して、センター等の管理上必要となる知識・技能を習得させるとともに、資質の向上を図るために必要な研修を行います。

Ⅲ 職員研修及び人材育成計画

障害児支援に携わる職員として必要な専門知識や技術だけでなく、人権研修や権利擁護等の法令遵守も含めた研修を計画的に実施します。効果的な OJT を実施し、個々人の「問題解決能力」「業務遂行能力」「職員として求められる専門的知識・技術」等の向上を図ります。また、人事評価制度の効果的な活用により、職員の意欲喚起と能力向上を促します。

1 人事評価

人事評価を実施します。職員が自らを見つめ直し、知識や専門性の向上、スキルアップを目指す機会とするとともに、上司とのコミュニケーションを深め、強みを伸ばし、弱みを補強しながら個々の持つ能力や意欲を引き出します。

2 研修計画

医療や保育、リハビリテーションなど部門別の各種研修会や学会に職員を派遣し、その受講報告書をもとに全職員への伝達を行います。

また、令和 8 年 12 月から施行される「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）」の主旨を踏まえ、人権擁護虐待防止研修の一環として研修等に取り組んでいきます。

テーマに沿った外部講師を招聘するとともに、多職種集団であることを活かし、職員自らが講師となって職場内研修を行います。

事業団内ケース検討会にはスーパーバイザーとして大学教員等を招聘します。

(1)基礎研修

研修名	対象職員	研修内容
新任研修	新規採用職員	事業団の概要や業務について
職階別研修	全職員	職場内コミュニケーション、効率的業務運営等、職務上の知識向上
主任者研修	主任級以上職員	部下の指導育成、職務上の知識向上
管理者研修	役職者	人事・労務・財務・設備管理等、管理者としての知識向上
人権擁護虐待防止研修	全職員	人権意識を高め、虐待を未然に防ぎ支援の質の向上

(2)専門職研修

研修名	対象職員	研修内容
職員全体研修	全職員	障害児支援に係る専門的知識、技術を有する外部講師による研修
事例検討会	全職員	事例を通じた支援の検討、外部講師によるスーパーバイズ
職種別園内研修	全職員	各職種が研修講師を務め専門知識の習得、並びに組織連携の向上

職種別派遣研修	全職員	同種施設、関係機関等が開催する外部の研修に計画的、積極的に参加
---------	-----	---------------------------------

IV 業務の実施内容、スケジュール

業務の実施にあたっては、仕様書に基づいて以下の通り実施します。

1 児童発達支援センター つばみ園（児童発達支援事業）

(1)定 員

堺市立つばみ園 80 名

(2)療育について

身体障害、知的・発達障害等のあるこども、医療的ケアを要するこどもに対し、障害種別に関わらず専門性を活かした支援を行います。併設の診療所機能を活かし、医師と各種専門スタッフが相互に連携を図り、こどもの発達状態を的確に評価し療育を実施します。療育にあたっては、こどもへの直接支援とともに、家族への支援も重視していきます。

<年間行事予定>

4 月 6 日	入園式	10 月	運動会
4 月	家庭訪問	12 月	日曜参観
6 月	日曜参観		おたのしみ会
7 月	5 歳児わくわく保育	12 月 28 日～	冬季家庭療育期間
8 月 10 日	夏季家庭療育期間	1 月 3 日	
～14 日		3 月 23 日	卒園・修了式
		3 月 29 日～	春季家庭療育期間

(3)療育内容等について

児童発達支援センター つばみ園

ア 知的面及び運動面で発達に遅れのある児を対象とした毎日登園クラスと週 1 日登園クラスを運営します。

イ 並行通園は週 1 日利用クラスと月 2 日利用クラス（2 クール制）を運営します。

	毎日クラス	その他のクラス		並行通園クラス	
対象児	2～5 歳児	2～3 歳児 知的・発達障害児	0～5 歳児 歩行未獲得の 肢体不自由児等	3～5 歳児 知的障害児	4～5 歳児 発達障害児
		こども園・幼稚園等の在籍園児も 対象		こども園・幼稚園等に在籍している 児のみ	
契約児数	58 名	30 名	20 名	18 名	24 名
登園形態	単独通園 (親子通園も有) 5 クラス	親子通園 3 クラス	親子通園 1～2 クラス	親子通園 3 クラス	親子通園 4 クラス
登園日数	週 5 日	週 1 日	週 1 日	週 1 日	月 2 日程度

- ウ 個々のこどもの発達状況に応じて、適時クラス変更等の対応を検討します。
- エ 個々のこどもの状態を的確に把握し、発達課題を明らかにします。運動・言語・感覚・認知能力の向上、情緒の安定、社会性の育成を目指して、全身活動や感触遊び、手指活動等の保育に取り組みます。保育においては、こども集団での取り組みとともに、個別へのアプローチを組み合わせ実施します。
- オ 個々のこどもや保護者の状況に応じて、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、児童指導員、管理栄養士、給食担当者等が連携を密にし、共通認識のもと支援にあたります。
- カ 虐待等のケースについては、関係機関との調整を行いながら対応していきます。
- キ 並行通園クラスのこどもに対しては、療育を通してこどもが在籍園等でより過ごしやすくなるよう支援していきます。併せて、在籍園との連携を図るとともに支援力向上やインクルージョン推進を意識し、個々の状況に応じて保育所等訪問支援への移行等についても検討します。
- ク こどもと保護者のニーズ、こどもの状況等を踏まえた個別支援計画（児童発達支援計画）を作成し、保護者と確認の上でこれに基づいた支援を行います。定期的なモニタリングを実施し必要に応じて見直すことにより、適切かつ効果的に発達を支援します。
- ケ 切れ目のない支援を意識し、認定こども園、幼稚園、学校、障害児通所支援事業所等の関係機関との引継ぎや連携等を行います。
- コ 園庭開放を実施し、発達支援の入口として必要な相談等に応じます。

家族支援について

家族の不安や悩みを積極的に受け止め、自信を持って子育てができるよう支援します。

- ・家族支援プログラムを計画的に実施します。
- ・クラス懇談会と個人懇談会を開催します（年2～3回）
- ・家庭訪問を年度始め（毎日クラス）や必要に応じて行います。

家族支援プログラム（予定）

・試食会・栄養学習会 ・ことばの発達について ・歯科教室 ・夏の感染症について ・自閉スペクトラム症学習会 ・5歳児向け「就学について」 ・「就園について」 ・福祉制度について ・発達学習会	・先輩保護者の話 ・こどもの感覚・運動について ・外部講師を招いて（日曜参観保護者教室） ・サポートブック、あい・ふあいるについて ・卒退園後の支援について ・冬の感染症について ※その他、進路の考え方、余暇の過ごし方や子育てについてなど、クラス単位で保護者同士の情報交換、交流の場を設定しています。
---	--

リハビリテーションについて

- ア 理学療法（PT）、作業療法（OT）、言語聴覚療法（ST）の各個別リハビリを、必要なこどもに対して医師の処方のもとに行います。各リハビリにおいては、こどもへのアプローチと併せて保護者支援を行います。こどもの在籍園等のニーズがあれば、保護者の同意のもとでリハビリ場面を共有し相談・助言を行います。
- イ 補装具の作成や日常生活用具等の給付に関して相談に応じます。園で使用する器具で製作可能

なものを園で製作します。

給食について

- ア こどもたちが様々な経験を通じて、食に関する知識や望ましい食習慣を身に付けることができるよう、積極的に食育に取り組んでいきます。
- イ 口腔機能の発達等に配慮した適切な食事形態を提供します。摂食機能に障害があるこどもには特別食を用意し、多様な栄養摂取に対応した食事を提供します。
- ウ 「経管栄養」への対策やアレルギー対応、「肥満」「貧血」「偏食」の改善等、栄養管理や食習慣（宗教的な食事習慣を含む）に配慮を要する保護者に対し、食事作りや栄養指導を行います。
- エ もず園とも共通の献立リストから、季節やこどもたちの食事状況に応じて献立を選択し給食を提供します。看護師・セラピスト・管理栄養士等との多職種連携や自園調理の良さを活かし、安全かつ質の高い給食を提供できるようにしていきます。
- オ 安全に給食等を提供するため、調理スタッフの健康管理や厨房等の衛生管理を適切に行います。

送迎について（毎日クラス）

- ア こどもの送迎はマイクロバスなどで市内を巡回して行います。
- イ 運転手の他に職員が1名以上添乗し、送迎時のバスへの昇降やバス内での安全確保を行います。
- ウ 基準に基づき、こどもの置き去り防止のための安全装置を設置しています。
- エ 運転業務に係る関係法令を遵守し、安全で快適な運行に努め、緊急時についても適切に対応します。

2 つばみ診療所

南こどもリハビリテーションセンターに通う児童に対し、診察を行い障害の診断や療育方針を示し、専門職員による支援を行います。また、市内のリハビリテーションの必要な児童等を対象に診察やリハビリテーションを実施します。

診療科目：小児科、整形外科、リハビリテーション科

3 地域支援に関する業務について

(1)相談支援室 つばみ（障害児相談支援事業・特定相談支援事業）

障害児相談支援・計画相談支援では、通所支援の利用や障害福祉サービスの利用にあたって、障害児に関する専門的な知識とノウハウを持った相談支援専門員がアセスメントを行い、適切な支援の組み合わせ等について検討し、障害児支援利用計画案・サービス等利用計画案を作成します。支給決定後は利用計画の作成、事業所等との調整、サービスの利用状況を検証し（モニタリング）、計画の見直しを行います。

基本相談支援では、障害児の保護者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を行います。

また、事業団の専門性を活かし、困難ケースへの対応や関係機関・他事業所との連携の強化、自立支援協議会への参加等を通して堺市の障害児相談支援の充実に役割を果たします。

(2)保育所等訪問支援事業

児童発達支援センターがもつ専門性を生かし、こども園、幼稚園、学校等の所属先と連携・協力してこどもたちが地域で生き生きと生活できるよう支援していきます。具体的には、訪問支援員が、

こども園、幼稚園、学校等を訪問し、対象児に対して集団生活への適応のための直接支援や、訪問先施設のスタッフに対して、支援方法等の助言・指導を行います。

(3)障害児等療育支援事業（あい・すてーしょん）

「堺市障害児等療育支援事業実施要綱」に基づき、運営を行います。

ア 業務内容

(ア)外来療育等指導事業

a 個別の相談・指導

児童発達支援センター在籍児以外の障害児及び保護者に対し、相談支援（必要に応じて発達検査・知能検査等の心理諸検査を実施）を行います。一定期間の継続的な支援が必要な児童については、定期的な来所による支援を行います。

b グループによる相談・指導（にこにこ広場）

発達上、何らかのつまずきや課題がある児童とその保護者に対して「親子で遊ぶ」ことを中心にしながら支援していくにこにこ広場（1～3歳児）を開催します。また個別相談を行い子育ての助言や療育の情報提供を行っていきます。

定員等	1～3歳児対象（受給者証未取得で支援が必要な方） 9名程度、随時受付で複数回の利用可
利用日数	週1日

(イ)訪問療育等指導事業

必要に応じて在宅障害児の家庭に訪問して、障害児及びその家族に対して各種の相談・支援を行います。

(ウ)施設支援指導事業

学校、幼稚園、こども園、及び障害児通所支援事業所等に対し、面談や訪問等を通じて、こどもの支援や対応方法について話し合い、助言等を行います。

専門職員が施設に出向き、障害児療育に関する講義等を行う「出前講座」を実施し、堺市全体の障害児支援の質の向上につながる取り組みを行います。

(4)利用調整事務

センター利用を希望する保護者について、堺市立児童発達支援センター利用調整実施要項に基づき、もず園、市と連携し各業務に取り組みます。

ア 児童発達支援センター利用希望者の相談に対応します。

イ 児童発達支援センター申し込み受付後の面談を行い、その後市との協議にて定められた判定表を作成し、利用調整会議までに判定表等を市へ提出します。

ウ 利用調整要項第4条4項において利用調整会議への出席を求められた時は出席します。

エ 児童発達支援センターの児童発達支援における各クラスの療育内容、申込方法等必要な項目について記載したチラシを作成。作成したチラシを各区保健センター、認定こども園等障害児関係機関に配付します。

(5)センター利用にかかる相談受付業務

センター利用に係る窓口として、もず園と連携し、利用者及び関係機関との連絡調整及びセンター事業の円滑な運営調整を行います。

- ア 児童発達支援センターの利用に関する問い合わせ等の対応
- イ 診療所の受診希望者の相談
- ウ 障害児等療育支援事業に係る利用児等への一般発達相談
- エ アからウにかかる電話等による障害療育相談受付

4 自主事業について

児童発達支援センターの環境や専門スタッフのノウハウを活かし、地域の子育て支援の場としてもらうとともに、児童発達支援センターの機能や療育について少しでも多くの市民に知ってもらう機会とするために、以下の事業を実施します。

ア 土曜日クラブ

- 対象児 堺市内の就学前の障害児または、発達に不安のあるこどもとその保護者
- 実施場所 南こどもリハビリテーションセンター
- 実施日時 原則第3土曜日の10時～11時半（年8回程度実施）
- 実施内容 親子でさまざまな遊びを経験してもらう「あそびの広場」を開催するとともに、もず園と合同で保護者対象の学習会「まなびの広場」を開催します。
「あそびの広場」「まなびの広場」いずれも保育士や児童指導員だけでなく、理学療法士、看護師等も関わり、こどもへの支援および保護者相談を実施します。

イ にじいろクラブ

- 対象児 堺市内の就学前の歩行未獲得のこども、医療的ケアのあるこどもとその保護者
- 実施場所 南こどもリハビリテーションセンター
- 実施日時 原則第3土曜日の10時～11時半（年4回程度実施）
- 実施内容 歌・手遊び・大型絵本・季節の遊び等、親子で楽しい遊びを経験してもらいます。
専門スタッフ（保育士・看護師・セラピスト・相談支援専門員等）が遊びのサポートと、日常生活上のご相談を伺います。

5 施設の維持・管理について

施設の維持・管理を適正に行うために、仕様書に基づいて施設維持、保守管理業務を実施します。

6 市民啓発研修の開催

障害児（者）への理解・啓発をめざし、もず園と合同で専門家による研修会を行います。
開催にあたっては、オンライン開催等も含め検討していきます。

V 利用促進計画、サービス向上の方策

1 地域との連携強化

並行通園クラスについては、療育内容の充実と、在籍園との連携を強化し、支援します。また、保育所等訪問支援事業及び障害児等療育支援事業の施設支援においては、センターの職員が地域のこどもを預かる機関に出向くことで、地域における障害の理解促進や支援の向上につなげていきます。また、こども園、幼稚園、学校からの相談にも積極的に応え、連携を深めていきます。

在宅乳幼児親子教室（幼児教室）に職員を派遣し、必要に応じて早期に療育が受けられるよう保健師等とも連携していきます。

2 情報の発信

事業団が実施する事業や療育の内容等について、パンフレットやチラシ、ホームページ等を利用して広く周知していきます。また、保健センターや児童発達支援事業所等関係機関職員へセンター及び診療所の機能の紹介、見学等の機会を設け、利用者増につなげていきます。

VI モニタリング計画と管理業務への反映

1 利用者からの意見聴取等

日常業務を通じて、利用者の要望の把握を積極的に行うと共に、出された意見については、速やかに検討し、日々の業務への反映を図ります。

利用者（保護者）評価を年1回実施し、ニーズを把握しサービスの向上に努めます。各園単位で利用者（保護者）との定例懇談会を行います。また、つぼみ園だけでなくもず園の保護者も含めた保護者会（さくらの会）と市及び事業団との懇談会を実施します。

ホームページに「ご利用者様のご意見箱」を設置し、ご意見をオンライン上でもうかがえるようにしています。

児童発達支援ガイドラインに基づく自己評価を実施します。また第三者評価を受審し、運営の検討を行います。

職員が共通の認識をもち、サービス改善意欲の向上を図るとともに、利用者、関係者からの信頼を得られるよう努めます。

2 苦情等への対応

苦情等への対応について、「苦情解決責任者・苦情受付担当者」を配置し、「苦情解決マニュアル」に基づき、全職員が誠意をもって適切に対応します。

VII 収支計画

利用者ニーズに沿った多様な登園形態の実施、医療的ケア児区分や保育・教育等移行支援加算等活用でき得る区分や加算等の再検証を行うとともに、近隣の医療機関、保健センター、他事業所やこども園等と連携し通園、リハビリそれぞれの利用児増を図ることで、安定した収入の確保に努めます。

効果的な職員配置を行い、業務の改善、効率化を図るとともに、利用者の利便性、提供するサービスの質の低下をきたさない範囲でコスト削減に努め、事務費、事業費の縮減を図ります。

具体の収支額は別紙予算書のとおりです。

堺市立健康福祉プラザ指定管理者業務にかかる事業計画

I 市民交流センター

1 管理運営方針

当事業体は、関係法令、条例、規則、基本協定、年度協定、業務仕様書等を遵守し、公の施設としての公共性・中立性・公益性等を確保した上で、常に障害のある方をはじめとする利用者の視点やニーズを踏まえて、健康福祉プラザ（以下「プラザ」という。）の施設管理（以下「施設管理」という。）や、健康福祉センターの事業運営（以下「事業運営」という。）を適切に行う。

特に障害のある方が希望される文化・芸術・スポーツ活動等を楽しめること、また、必要な相談支援・コミュニケーション支援・訓練等を受けることができるなどにより、住み慣れた地域で生き生きと暮らすことができるよう、当事業体内の役割分担の下、各構成員が有する経験・専門性・ノウハウ等を最大限かつ総合的に発揮する。

また、開所後14年間で構築したプラザ内各センター及び地域との連携・協力関係を一層強化することにより、プラザが「障害のある方の地域生活を総合的に支援する拠点施設」としての機能を更に発揮できるよう、引き続き取り組む。

なお、開所後14年間で蓄積した経験値を基に、下記8項目を管理運営方針として、より一層充実した施設管理・事業運営を実現する。

（1）利用促進と利用者満足度の向上

障害種別・程度、年齢等に配慮し、さまざまな媒体・手法を用いた、きめ細やかな情報発信を行う。さらに多くの市民のみなさまにご来館いただけるよう、ニーズに即した各種事業の実施及びオンラインによる参加等、利用しやすい環境の整備などにより、利用者満足度の向上を図る。

（2）連携の強化

プラザ内では、当事業体が中心となり、行政機関・重症心身障害者（児）支援センター・特定団体との情報共有や、諸課題に連携・協力して対応し、プラザが持つ施設機能や特性を最大限発揮する。

（3）さまざまな事象を想定した危機管理・安全管理体制の構築

緊急時・防犯・防災等への対応にあたっては、消防計画や危機管理マニュアル等に基づき、全職員が、一丸となって適切に行動できるよう、研修や消防訓練・防犯訓練等を実施する。プラザ運営協議会・共同防火管理協議会の開催や、合同消防訓練の実施等とおして、プラザ全体の危機管理・安全管理体制の維持・向上を図る。

感染症対策としては、職員の自己健康管理を徹底するとともに、プラザを利用されるみなさまの安心・安全のため必要に応じた対応をとります。

また、指定管理者業務を通じて入手した利用者等の個人情報保護に関しては、法令・規程等に基づき、当事業体として総合的に適切な保護・管理対策を講じる。

（4）全員参加で持続可能な社会の実現

「堺市SDGs未来都市計画」に掲げられた「誰一人取り残さない社会の実現」に向け、視覚・聴覚障害者支援や後天性脳損傷者の復職支援に加えて、さまざまな方の交流による障害者理解の促進などにより、プラザ事業を全員参加社会の実現の場の一つとする。

(5) アウトリーチの強化

積極的に市内の関係団体・支援機関等との関わりを持つことにより、連携・協力関係を強化しながら、プラザ内のみならず、当事業体が持つ専門性や支援技術等を活用したアウトリーチによる各種支援を市内にて実施し、地域に貢献する。

(6) 障害に対する理解や関心の促進

令和6年4月施行の「改正障害者差別解消法」を踏まえ、障害のある方とない方がともに楽しく交流できる機会を確保する。

当事業体の専門性やノウハウ等を活用して、小中学校や企業等に対する「障害」、「障害者」、「合理的配慮」の理解を深める取り組みを強化する。

(7) 市内経済及び地域振興への貢献

施設維持管理業務における市内業者への発注やイベントにおける地元企業・事業所との連携、また市内在住者の雇用、地元自治会とのイベント交流等を通じて、市内の事業所・企業・医療機関・地元自治会との連携・協力関係の強化を図り、市内全域に開かれた施設をめざす。

(8) ICTの活用によるサービスの向上

プラザを利用されるみなさまの利便性向上を図るため、地域生活の課題を抱える当事者、家族を中心とした支援ネットワークをオンラインにおいても構築していく。

2 目標設定と目標達成の方策

これまでの施設管理・事業運営の実施状況や利用（使用）状況を踏まえ、「適正な管理運営の確保」、「利用者サービス向上への取り組み」、「収支の実績」に関して下記のとおり目標を設定する。

（1）数値目標の設定

適正な管理運営の確保	有責事故発生件数 0 件
利用者サービスの向上への取り組み	利用者アンケート調査において、「とても良い」、「良い」と回答された方の割合が全回答者数の内、85%以上
各センターの事業成果	○市民交流センター 交流イベントの参加者数 年間 3,000 人以上 文化芸術・レクリエーション教室の延参加者数 年間 780 人以上 ○視覚・聴覚障害者センター センター利用者満足度 90%以上 利用登録者 市民の視覚障害者・聴覚障害者各々の 20%以上 ○生活リハビリテーションセンター センター利用者の満足度 85%以上 センター訓練利用者数 6,800 回以上 ○スポーツセンター 堺市障害者スポーツ大会参加者数 600 人以上
収支の実績	収支計画書の 1%削減

（2）目標を達成するための取り組み

ア 適正な施設管理や事業運営

施設管理・事業運営に当たっては、当該事業計画書等に基づいて適正に実施するとともに、堺市への日常の連絡・報告・協議を適切に行う。

日報をはじめ、「月・四半期・半期・年度」単位のモニタリングをPDCAサイクルと結びつけ、適宜、業務の改善等を行いながら、利用者ニーズや課題等に対応する。

毎月開催する市との定期会議や各種会議等において、毎月の施設管理・事業運営の状況、事業実績、課題等を共有し、今後の対応や取り組み等について協議を行い事業運営に反映する。

イ 人材育成

職員一人ひとりが研修参加やOJTを通じて、必要とされる基本的知識、専門的知識・技術等を習得し、プラザ職員として相応しい資質や専門性等を向上させる。

事業運営等を通じて、プラザ内や関係団体・支援機関と積極的にコミュニケーションを図ることを推奨することにより、信頼関係の構築、人脈の形成ができる人材を育成する。

ウ サービス向上・利用促進への取り組み

利用者満足度調査、文化・芸術・スポーツ教室等の参加者アンケート、利用者からの苦情・要望等から利用者ニーズや課題等を把握し、日常業務の改善、次年度事業計画書に反映する。

ホームページの随時更新をはじめ、定期刊行している「プラザニュース」、「センターだより」の内容を充実し、プール・研修室等の利用、各種イベントの開催情報等を積極的に発信する。

エ 苦情・要望等への対応、緊急時対応や安全対策

苦情・要望等への対応について、各センター単位で「苦情解決責任者・苦情受付担当者」を任命し、「苦情解決マニュアル」等に基づき、全職員が誠意を持って適切に対応する。事故や災害等が発生した場合の緊急時対応や、事故等を発生させない安全管理対策を全職員に周知徹底し、利用者が安心して安全・快適に施設を利用（使用）できる環境を維持する。

オ 収支計画書に基づく予算の執行

本年度事業計画書に記載する業務や事業を実施するに当たっては、収支計画書に基づき、会計責任者が適切に予算の執行や管理を行う。

3 収支計画

「利用者ニーズを踏まえたサービスの向上」、「経費の節減」、「収入の確保」について、下記のとおり取り組む。

(1) 利用者ニーズを踏まえたサービスの向上

把握した利用者ニーズや課題等に対して、専門的見地からの対応及び質の高いサービスが提供できるよう、各職員が創意工夫を凝らし、関係団体・支援機関等と連携・協力しながら、利用者にとって利便性及び快適性の高い施設となるよう取り組むとともに魅力的な事業等を実施する。

また、昨年度に実施した事業のモニタリング結果から、業務の改善や内容の見直し等が必要な場合は、それらを踏まえて、昨年度よりも充実した内容で実施する。

(2) 経費の節減

ア 時間外勤務の削減

昨年度に引き続き、安定した業務遂行体制を維持し、時間外勤務を抑制する。

イ 光熱水費の節減

昨年度に引き続き、利用者にとって快適な利用空間を確保しながら、積極的に節電・節水・省エネルギーに取り組むことにより、光熱水費の節減を図る。

健康福祉プラザ運営協議会等を通じて、プラザ内各機関に対して、積極的に呼びかける。

(3) 利用料金制に伴う、収入の確保

ア 施設使用料収入の増加

利用料金制の導入に伴い、施設使用料体系や施設使用の在り方を検証し、障害のある方の施設使用に影響を及ぼさない範囲で、障害のない方の施設使用を促進し、使用料収入の増加を図る。

イ 教室等における実費負担の徴収

当該施設の法的根拠である、身体障害者福祉法第30条及び第31条に規定する「無料又は低額な料金」を踏まえて、教室等の参加に伴う実費負担を徴収する。

ウ 自立訓練事業の利用者数の拡大（生活リハビリテーションセンター）

近隣の医療機関との連携の強化や、高次脳機能障害に関する普及啓発を実施することにより、当該センターの相談支援や自立訓練につなげ、開所後14年間で蓄積したノウハウや支援方法等を活かし、高次脳機能障害のある方等を対象とした自立訓練を積極的に実施し、障害福祉サービス費収入の増加を図る。

4 職員の研修計画、人材育成計画

安定的かつ健全な施設管理・事業運営の実現や、サービスの質・利用者満足度の向上等をめざし、下記のとおり職員一人ひとりに求められる「資質」、「モチベーション」、「専門性」、「支援技術」等を向上させるための研修や人材育成に取り組む。

(1) 研修委員会

研修委員会において、職員一人ひとりの能力の向上を図るための研修計画書を策定し、全職員に対して創意工夫を凝らした効果的な方法により計画的に研修を実施する。

また、研修実施後の評価や改善点等を検討し、今後の研修に反映する。

なお、人材育成方法等について、利用者のニーズや、働き甲斐、働きやすさ等の職員のニーズを踏まえて、サービスの質・利用者満足度・職員満足度を向上するための検討を行う。

(2) 研修計画

ア 内部研修

適切な施設管理・事業運営を行う上で必要な知識を習得し、「新規採用職員・一般職員・管理職」ごとに求められる能力の向上を図れるよう、効果的な研修を実施する。

研修名	開催時期（開催回数）	対象職員
プラザ全体職員研修	4月（1回）	プラザ12センターの新規配属者職員等
情報管理研修（個人情報保護・情報公開など）	5～6月（1回）	共同事業体全職員
CPR・AED研修	6～7月（1回）・ 2～3月（1回）	スポーツセンター職員他
接遇・CS研修	8～9月（1回）	共同事業体全職員
防犯訓練（研修） 防災訓練・避難訓練	11月（1回） 9月（1回）・2月（1回）	プラザ12センター全職員
障害者研修（人権）・ ハラスメント研修	12～1月（1回）	共同事業体全職員
管理職研修	2～3月（1回）	共同事業体各センター管理職員

イ 外部研修

同種施設、関係団体、支援機関等が開催する専門的な知識や技術等を習得するための研修に積極的に参加する。（研修計画に記載する内容以外にも常に開催情報を収集する。）

(3) 人材育成計画（効果的なOJT（職場内教育）の実施）

各職員が所属するセンターにおいて、各センター所長が中心となって、業務を遂行する中で、「問題解決能力」、「業務遂行能力」、「求められる専門的知識・技術」等の向上を図る。

5 業務の実施内容及びスケジュール

指定管理者業務の遂行にあたっては、業務仕様書に基づき、下記のとおり実施する。

(1) 市民交流センター

ア 実施方針

(ア) 健康福祉プラザ全体の連携業務

- 健康福祉プラザ運営協議会の開催等を通じて、プラザ全体で情報を共有し、諸問題への対応を検討・実施するなどし、施設の危機管理・安全管理体制を維持・向上させる。
- 「春のプラザ祭り」や「障害者週間フェスティバル」等のプラザ内イベントの参加協力を働きかけ、プラザとして一体化を図る。
- 堺市障害者スポーツ・レクリエーション大会の実施に際し、運営協力を行うなど、障害のある方の余暇支援に寄与していく。

(イ) 市民交流センター事業

- 過去14年間で収集した各教室のアンケート結果や実績等を踏まえて、障害のある方ない方が交流し、楽しんでもらえるレクリエーション教室や障害のある方の文化芸術活動の向上支援を目的とする文化芸術教室の開催を行う。なお、障害のある方で障害者通所施設等に通う方は平日に参加できないことから、ニーズの多い休日開催も行い、参加がしやすいよう工夫を行う。また、障害のある方が身近な施設で参加していただけるよう、泉ヶ丘市民センター等の公共機関を活用し、出張講座を開催する。
- 「春のプラザ祭り」「障害者週間フェスティバル」は、「障害」「障害者」に対する理解や関心を、より一層多くの市民の方に深めていただけるよう、体験型・参加型の開催内容を充実させていく。
- 文化芸術活動に興味や関心のある障害のある方や、各種作品展への出展や入賞をめざす障害のある方を対象とした文化芸術教室の開催や、クラフトルーム等を活用して継続的な活動や当事者が交流できる場を確保することにより、文化芸術活動を支援する。
- 障害のある方の芸術活動支援として、「プラザアートフェスティバル」「プラザアートセミナー」を行う。また、市民交流センター職員が障害のある方々のアートの展示会への視察や施設訪問をおこない、堺市内外でのネットワークを構築し、アート関連の事業の強化を図る。
- 障害福祉サービス事業所などに現代アーティストを派遣することにより新たに障害者アートに取り組まれている個人・団体を発掘する「プラザアートコラボレーション」を行い、発表の場として sakai ARTcation へとつなげていく。
- 定期的に自由にアートができる場を提供する「プラザアートサロン」を行い、広く余暇活動を支援する。
- 堺市内における障害福祉に関するボランティア活動の状況を把握し、情報共有を図るため、社会福祉協議会と情報交換会を開催する。
- 学校や企業、地域等への障害理解を促進するため共同事業体職員の派遣を行う。

(ウ) 授産活動支援センター事業

- 障害福祉サービス事業所等（以下「事業所」という。）が提供できる製品や業務等、いわゆる授産活動への発注を促進するため、企業等への情報発信や働きかけを行う。なお、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（「障害者優先調達法」）」への対応として、適宜、堺市に情報を提供する。また、ホームページやイベント等を通じて、広く市民に向けても広報・啓発をする。
- 企業等からの発注に対しては、事業所とのマッチング・コーディネートを実施するとともに、マッチング成立の後も必要に応じてアフターフォローを行う。なお、大量・短期の発注については、複数の事業所が共同で受注できるように調整をするとともに、事業所間の連携を強化し、受注機会の増加と工賃の向上をめざす。
- 事業所が提供する製品やサービスの質、授産活動に取り組む意識等の向上をめざすとともに、広報力の強化や売上げの改善を図ることを目的に、研修会の開催や専門家等の人材派遣を行い、事業所の活動を支援する。
- 企業や関係機関と協力しながら事業所の新商品開発やネット販売、農福連携など新たな取り組みを推進する。また、それらの取り組みに必要となるネットワークづくりを支援する。

イ 目標設定

指標	目標値
レクリエーション教室の開催数	16 教室
交流イベントの開催数	前期2回、後期3回
文化芸術教室の開催数	4 教室
レクリエーション教室の延参加者数（参加率）	450人（80％）
交流イベントの延参加者数	3,000人
文化芸術教室の参加者数（参加率）	330人（80％）
プラザアートフェスティバルへの参加者数	2,000人
sakaiARTcation2026の出展者数	250点
プラザボランティアの登録者数	160人
プラザボランティアの延活動回数	600回
ボランティアスキルアップ研修会の参加者数	50人
企業等からの発注に対するコーディネート（マッチング）件数	80件（60件）

ウ 事業実施日・時間

月曜日から金曜日（祝日及び12月29日から1月3日を除く）の9時から17時30分まで。（ただし、交流イベント・レクリエーション教室・文化芸術教室・プラザアートフェスティバルに関しては、土曜日・日曜日・祝日に実施することがある。）

エ 実施内容

(ア) 健康福祉プラザ全体の連携業務

a 健康福祉プラザ運営協議会の開催

プラザ内の行政機関・堺市立重症心身障害者（児）支援センター（以下「ベルデ

さかい」という。)・特定団体との情報共有、プラザ全体に関わる課題対応に関して協議することを目的として、「健康福祉プラザ運営協議会」を月1回開催する。

開催時期	毎月第1金曜日
構 成 員	(当事業体) ・健康福祉センター所長(兼市民交流センター所長) ・視覚・聴覚障害者センター所長(兼点字図書館長) ・視覚・聴覚障害者センター副所長(兼聴覚障害者情報提供施設長) ・生活リハビリテーションセンター所長 ・スポーツセンター所長 (行政機関) ・障害者更生相談所所長 ・こころの健康センター所長 ・こども相談所所長 (重症心身障害者(児)支援センター) ・ベルデさかい事務局長 (特定団体) ・総合相談情報センター事務局長 ・障害者就業・生活支援センター所長 ・発達障害者支援センター所長 ・難病患者支援センター所長

b 総合案内業務

プラザの開館日(12月29日から1月3日を除く)の9時から21時まで(業務仕様書に規定するとおり)。1階総合案内に手話通訳が可能な職員を配置し、来館者への各種情報提供や希望する機関への案内等を行う。

c 指定管理者業務に係る各種調整・渉外業務

- ・基本協定や年度事業計画書等に基づく堺市との各種協議・調整・報告、各種専門委員会の開催、関係団体・支援機関等との各種調整、他市との関係団体・支援機関等の視察対応等を行う。
- ・当事業体の専門機能を最大限に活かすためハブ機能を持つセンターとして、当事業体を主導し、全体集約していく。

(イ) 市民交流センター事業

a レクリエーション教室・交流イベントの開催

(a) レクリエーション教室(講座)の開催

過去14年間に収集した各教室の参加者アンケートや実績等を踏まえて、参加希望者が多い「料理教室」、「パン教室」等のレクリエーション教室を16教室開催する。

なお、「パン教室」「料理教室」「お菓子教室」などの障害のある方とない方が交流するクッキング系の教室は特に参加希望者が多いことから、より多くの方が参加できるように単発の教室として開催する。また、障害のある方の自立生活を促進する目的として、生活の基盤となる食事作りや栄養に関する助言を行う「障害者のための料理教室」を開催する。

障害のあるこどもの保護者から長期休暇期間の参加ニーズが高いことから、こ

どもが主体的に楽しめる「夏休みこども教室」を夏休みの期間に集中的に開催する。

他カルチャーセンターでは対応や費用面などで参加しづらいと感じておられる障害のある方の声を受けて、障害特性に応じた合理的配慮（聴覚障害のある方への手話通訳、要約筆記者の派遣の情報保障やより理解を深めるために少人数制での開催や障害への個別配慮）等を重視して開催していく。

障害のある方の利用率が年々上昇している現状を踏まえ、上記以外にも多様な教室を幅広く開催することで、障害のある方の余暇活動及び社会参加への支援に繋げていく。

(b) 交流イベントの開催

プラザに来館したことがない方の来館するきっかけづくりや、障害のある方とない方が交流することによる障害のない方の障害に対する理解や関心を深めることを目的として、交流イベントを前期2回、後期3回開催する。

【前期1】春のプラザ祭り

気軽に楽しくわかりやすく障害者スポーツを通して障害について理解いただけるよう体育室内に様々な参加者体験型ブースを設置する。また、障害のあるなしに関わらず共に楽しめるイベントを実施する。

日 程	4 月
内 容	・参加者体験型ワークショップ ・障害者スポーツ体験 ・文化芸術体験教室 ・バリアフリー映画 ・授産製品の啓発及び販売

【前期2】わくわくサマースクール

夏休み期間を活用し、小学生を対象として、楽しく「障害」、「障害者」理解を深めることを目的とした体験型ワークショップを開催する。

日 程	8 月
内 容	小学1年生から6年生を対象に障害理解を深める体験学習を実施する。

【後期1】野外レクリエーション活動

障害があっても、気軽に野外活動に参加できる機会を提供する事により、仲間づくりや社会参加を促す。

日 程	11月中旬
内 容	障害のある方を対象に野外にて余暇活動支援を目的としたプログラムを行う。

【後期2】「障害者週間」フェスティバル

障害者週間の行事として、市民の障害理解を深めるため講演会等を開催する。

日 程	12月5日（土）10：00～16：00
内 容	・講演会 ・文化芸術教室 ・授産製品の啓発及び販売 ・お遊びコーナー ・バリアフリー映画会

【後期3】音楽イベント

障害のある方が、本物の音楽とふれあう機会として音楽イベントを開催する。

日 程	10月下旬
内 容	・音楽ライブ

b 文化芸術事業

(a) 文化芸術教室等の開催

文化芸術活動に興味や関心のある障害のある方を対象に個性や感性を作品に表現し、オリジナリティのある作品作りをすることを目的として、「障害者のためのアートスクール」、「絵画教室」、「陶芸教室」、「書道教室」の4教室を開催する。知的障害や精神障害のある方に好評の「障害者のためのアートスクール」は、障害のある方の自己表現や仲間作りを目的として半年間の継続教室として開催する。文化芸術教室の参加者をはじめ、文化芸術活動に興味や関心のある障害のある方や関係者に対して、作品展の開催情報等を収集し、出展支援を行う。

【文化芸術教室】

教室名	定員	開催日
障害者のためのアートスクール	10名	4月～9月の毎月2回
絵画教室	10名	8月、9月、10月、11月
陶芸教室	10名	5月・6月・7月・8月、12月・1月・2月・3月
書道教室	10名	10月、11月、12月

(b) プラザアートフェスティバルの開催

堺市内で文化芸術活動に取り組んでいる障害のある方を対象に、芸術作品を募集し、出展された全作品をプラザアートフェスティバルの中で展示する。

また、障害のある方の文化芸術活動に関わる有識者や支援者等による講演・シンポジウムや、障害のある方の文化芸術を振興する団体等の協力を得て、芸術性の高い作品等の展示会も併せて開催する。

なお、出展（応募）された作品の中から優秀な作品を選定する「プラザアートフェスティバルsakai ARTcation 2026審査会」を設置し、芸術性の高い優れた作品を評価することにより、制作者のやりがいや技術等の向上を図るとともに、広く市民に対して障害のある方の作品等を鑑賞する機会を提供することにより、障害のない方の障害に対する理解や関心を深める。

日 程	10月22日（木）～25日（日）
内 容	・sakai ARTcation 2026 の開催と表彰 ・guest ART museum（先進的な障害アートの展示） ・guest ART meeting（受賞者のインタビュー） ・文化芸術体験教室 等

(c) 障害者アートセミナーの開催

市内の障害者施設や特別支援学校等で、障害のある方の文化芸術活動に関わる支援者を対象として、障害者と一緒にモノづくり等の事例紹介や地域における障害者アート等に対する理解を深めるセミナーを開催する。

開催時期	2月～3月
開催内容	障害のある方のアート活動について、先駆的な取り組みを行っている事業所等の代表者を招請し講演会やシンポジウムなどを行う。

(d) 文化芸術に関する各種情報発信等

障害のある方の文化芸術を振興する団体や施設等の協力を得て、障害のある方の文化芸術活動に関するさまざまな情報を収集し、発信する。

(e) 文化芸術に関するネットワークの構築

市内障害福祉サービス事業者からの文化芸術活動に関する助言や相談に応じるため、各種事業等を通じて、大学、障害者国際交流センター（ビッグアイ）、一般芸術団体やプラザの関係団体、市内の特別支援学校・事業所等とネットワークを構築する。

c 障害福祉ボランティア活動の活性化

(a) プラザボランティア説明会の開催

新たにプラザでボランティア活動していただける方の確保及びプラザでボランティア活動する上で必要な知識や支援技術等を習得することを目的として、ボランティア説明会を開催する。また、説明会参加者で、プラザボランティアとして活動を希望される方を対象に登録申請を受け付け、希望を踏まえたマッチング・コーディネートを行う。

場 所	健康福祉プラザ
開催時期	5月、8月、11月、2月（年4回）
定 員	各回10人
実施内容	・施設概要、ボランティア活動・登録方法・ボランティア保険等の説明 ・障害理解講習（肢体不自由、聴覚障害、視覚障害の理解とコミュニケーションについて）

(b) ①ボランティアスキルアップ研修会の開催

プラザボランティアが障害福祉制度や障害理解に関する知識を深める事を目的に、スキルアップ研修を開催する。

開催時期	11月、3月（年2回）
実施内容	・救命講習 ・発達障害の理解について

②ボランティア交流会の開催

プラザボランティア同士の交流・職員との交流による仲間づくりや、ボランテ

ィア活動に関する意見交換・報告等を行うことを目的として、交流会を開催する。

開催時期	3月
実施内容	・ボランティア事業報告 ・グループトーク ・感謝の時間

- (c) プラザボランティアへの活動情報等の発信・相談支援・マッチング・コーディネート四半期ごとに、プラザボランティアに対する活動内容等の情報を送付する。また、登録ボランティアの活動に関する悩みや希望する活動内容等に対する相談支援を行うとともに、プラザ内各機関と調整し、やりがいを持って継続して活動できるよう支援する。

- (d) 社会福祉協議会等との情報共有

堺市内における障害福祉に関するボランティア活動の状況を把握し、情報共有を図るため、社会福祉協議会と情報交換会を開催する。

開催時期	5月、8月、11月、2月（年4回）
検討内容	・地域での障害理解研修 ・地域での障害者スポーツを通じた交流 ・ボランティア相談員への障害理解研修 ・プラザ行事の情報提供 ・施設とボランティア相談員の交流 ・社協事業やプラザ事業との連携 ・障害理解促進事業における連携

- (e) スポーツセンター等との連携

プラザボランティアに係る説明会、登録事務、研修会・交流会、相談支援等について当事業体の各センターのボランティア担当者間の情報共有や連携を図るためボランティア担当者連絡会議を開催する。

開催時期	5月、7月、9月、11月、1月、3月
実施内容	・各センターのボランティア活動状況の報告 ・意見交換 ・情報交換 ・ボランティア研修会 ・交流会の企画検討等

d 障害理解促進事業の実施

- (a) プラザの専門性を活かし、障害理解の促進を図るため、市内の小中学校や

地域等での授業・学習会・交流会などの場に共同事業体職員を派遣する。多様な視点から障害理解が促進されるよう下記のメニューから選択いただき、共同事業体4センターが対応する。なお、市民交流センターが中心となって取り組むことで仕様書の目標回数を達成する。

- ・パラスポーツ体験 ・視覚障害体験 ・聴覚障害体験 ・車椅子体験
- ・障害のある方のしごとに関する講演など

- (b) 障害理解促進事業サポートボランティアの養成・育成

障害理解促進事業を円滑に実施するため、事業をサポートするボランティアを

養成・育成する。

e 身体・知的・精神障害者相談員研修会の開催

身体・知的・精神障害者相談員を対象に、相談員としての必要な知識の習得や、相談員同士の交流を深めることを目的として、研修会を開催する。

また、研修の企画に当たっては、総合相談情報センターと連携して取り組む。

場 所	健康福祉プラザ
開催時期	1 1 月
実施内容	障害者差別解消法の実態について

(ウ) 授産活動支援センター

a 事業所、企業等に対する相談支援

(a) 授産製品の新規構想及び販路の確保等に関する事、並びに、授産製品や役務の提供等業務の受注に関する事など、事業所からの相談に対し、情報提供や業務の紹介等を行う。

(b) 授産製品の購入及び事業所への業務発注等に関する企業等からの相談に対し、製品の紹介並びに事業所の受注対応状況等に関する情報を提供する。

(c) 事業所及び企業等への対応の際、双方のニーズや状況の把握に努め、より現状に適した情報提供となり、双方にとって有益となるよう、また、良好な関係性を持続できるよう相談支援の充実を図る。

b 授産活動及び販路拡大（受注等に関する）のための企業等への情報発信

(a) 企業等への訪問、イベント会場での出展などを通じて、事業所が提供できる授産製品や役務に関して広報活動及び商談を行う。

(b) ホームページ「じゅさんあつと堺」において、事業所の活動内容、受注可能な業務や販売製品、バザー等のイベント開催情報等を広く発信する。

(c) プラザ1階に設置された「授産活動情報コーナー」へ、製品等を展示するとともに、チラシやポスター、事業所のパンフレット等に来館者が気づいてもらえるよう工夫をした配架・掲示を行う。

c 企業等と事業所のマッチング・コーディネート

(a) 企業等からの業務発注（授産製品の購入を含む）や出店依頼等の相談を受け、事業所とマッチングする際は、事業所にとって有益となり企業等には納得してもらえる内容となるよう調整する。企業等発注者側からの要望や求められる品質（実績）に応じた料金設定であるかなどを精査するとともに、事業所側の状況や業務内容及び受注した場合の負荷（安全性）などを考慮してマッチング・コーディネートを行う。

(b) マッチング完了後も、業務内容や条件の見直し、トラブルの解決などに随時対応することで、企業等と事業所が良好な関係を継続できるようフォローする。

(c) 単独の事業所では、短期間に完了を要する業務や業務量が多い案件は受注困難であることから、複数の事業所が共同で受注できるよう調整する。共同で受注する業務については、受注前並びに受注後に情報共有ができる会議等を必要に応じて

開催し、品質の統一や効率の向上を図る。

d 事業所を対象とした研修会・交流会の開催

- (a) 授産活動に対する意識や意欲の向上を図ることを目的として、セミナーを2回開催する。

【授産活動にかかわる業務等の効率化セミナー】

場 所	健康福祉プラザ
開催時期	6 月
実施内容	授産活動を円滑に継続していくことを目的として、業務の負荷を改善する方法、ミスを防止するための工夫や活用できるツール、実践事例などについて情報を共有する。

【授産製品の販売促進セミナー】

場 所	健康福祉プラザ
開催時期	1 1 月
実施内容	授産製品の販売活動をさらに促進していくことを目的として、製品の付加価値を高めるアイデア、SNSなどを活用して効果的にPRする方法等について学ぶ。

- (b) セミナーとは別に、事業所の職員同士が情報を共有し学び合うとともに、協力し合える関係を創ることを目的として、「福祉のミライ交流会」を2回開催する。

e ネットワーク活動への協力と支援

- (a) 授産活動にかかわる情報共有を目的とした会議等へ積極的に参加し、各ネットワークの現状の把握に努め、助言・協力等を行う参考とするとともに自らの取組みにも反映する。また、各ネットワーク内での連携やネットワーク間及び事業所間、他機関との連携を促進する。
- (b) 堺市内各区の事業所ネットワークが、障害福祉への理解促進等を目的として行っている活動のさらなる深化を図るため、プラザにおける啓発展示や授産製品販売の機会を提供するとともに、各ネットワークの代表者が参加する情報交換会を実施する。

f 人材派遣事業の実施

- (a) 製品やサービスの品質、広報力の向上、作業の効率化など、授産事業の改善を図ることを目的として、専門家等の支援員を派遣する。
- (b) 派遣にあたっては、支援員とともにヒアリングを行い事業所に明確な目標の設定を促し、適切な期間で事業終了をめざす。支援の開始後は常に状況を把握し、支援員と事業所の関係をフォローする。また、支援完了の確認を確実に行う。

g 堺じゅさんフェスタ（広報啓発イベントの開催）

- (a) 障害福祉への理解促進や授産活動の認知度向上等を図るとともに、障害のある方及び来場者が交流すること、並びに、事業所間での交流や情報共有等を目的として、「堺じゅさんフェスタ」を開催する。
- (b) 授産活動を紹介するパネル展示、授産製品の広報啓発のために販売ブースを設置

する。また、多くの方に参加いただき楽しみながら障害理解が進み、参加者の交流が深まるよう、ステージイベント等を実施する。

- (c) 授産製品の製造・販売について広く周知をし、授産製品の認知度向上を図るとともに、授産活動に携わる障害のある方及びその支援者の意欲向上・『やりがい』の醸成につなげること、並びに、事業所の優れた商品開発や品質の向上等を図るためのイベントとして、授産製品コンクールを開催する。

会場内に製品を展示するとともに、事業所によるプレゼンテーション等を行い、来場者から審査を受けることに加え、有識者等による審査会で意見を聴取した上で、受賞製品を決定する。

h 授産活動支援センター運営委員会の開催

有識者及び関係団体等の専門的見地から意見を聴取し、授産活動支援センター事業を効率的・効果的且つ円滑に実施すること、障害者就労施設等における授産活動の振興を図ることを目的として「授産活動支援センター運営委員会」を開催する。

開催回数	2回
構 成 員	・学識経験者 ・福祉関係団体 ・商工団体 ・企業関係者 ・障害福祉サービス事業所

Ⅱ 生活リハビリテーションセンター

1 実施方針

- 高次脳機能障害の発症から地域生活の再開、さらにその継続までの包括的支援システムの実現をめざし、高次脳機能障害支援拠点機関としての支援ノウハウを市内医療機関及び福祉事業所に対して発信していく。
- プラザ内にある高次脳機能障害支援拠点機関及び自立訓練事業所としての強みを生かし、困り事が多岐にわたる高次脳機能障害者への支援をプラザ内の専門機関との連携を基盤とした特徴的かつ効果的な支援を行う。
- 高次脳機能障害のある方やその家族等に対する支援において、スピード感とともにライフステージの変化を見据えた継続性をも有する伴走型支援の実現をめざす。
- 障害福祉サービスに新たに設けられた高次脳機能障害者支援体制の実効性を高めるため、日中活動支援や相談支援事業所へのサポートを通じて、当事者・家族の地域生活の充実をめざす。
- 自然災害・感染症が発生した際にも、サービスを安定的・継続的に提供するためにこれまでの経験の蓄積をもとに事業継続計画（BCP）の定期的な見直しを行っていく。
- 緊急時・災害時を想定した対人援助要請能力の獲得も訓練課題の1つとして捉え、当事者及び周囲の支援者にとって実用的な対応方法の提供を行う。
- 自立訓練事業所の効果指標である「社会生活の自立度に関する評価指標（Social Independence Measure：SIM）」を確実に実施し、その結果を公開することで自立訓練の社会資源としての価値を高める。
- 大阪府高次脳機能障がい相談支援センターとの連携をはじめ、政令市支援拠点機関として市民に対する支援の充実をめざし、全国都道府県及び政令市の支援拠点機関と支援ノウハウの共有及び情報発信を行っていく。
- 高次脳機能障害者の自動車運転技能評価事業を行うとともに、関係する支援者に対して支援普及のための情報提供を行っていく。
- 生活リハビリテーションセンター運営委員会において、事業運営に対する専門的な見地からの意見・評価の聴取や、医療と福祉の効果的な連携の強化をはじめ、堺市内の高次脳機能障害支援体制やネットワークを構築（強化）するために必要な事項を検討する。

2 目標設定

指標	目標
自立訓練事業延べ利用回数（稼働率）	6,800回（80%）
自立訓練事業利用者満足度（退所者・家族）	85%以上
高次脳機能障害者等への相談支援延件数	2,800件
研修会・勉強会の参加者数	600人

3 事業実施日・時間

月曜日から金曜日（祝日及び12月29日から1月3日を除く）の9時から17時30分まで。（ただし、自立訓練事業の利用に関しては、9時30分から16時まで。毎月第1・3日曜日には休日相談を実施する。）

4 実施内容

(1) 機能訓練事業に関する業務

ア 利用定員・対象者

利用定員を10名とし、主に脳・脊髄損傷の身体障害のある方を対象に、言語機能を含む身体的機能の向上を目的とした訓練を実施する。特に、地域生活において必要な移動能力の獲得や二次障害防止のための運動習慣の継続などのセルフケア能力の向上をめざす。

イ 機能訓練内容

就労や余暇活動等の社会生活の基盤となる移動能力・作業能力・コミュニケーション能力の向上を図るため、理学・作業・言語療法を用いた個別・集団的訓練を提供する。また、医療機関を退院し、自立訓練を利用するケースは、回復期リハビリテーションでの訓練を継続し、脳損傷の方に対しては、身体障害に対するアプローチだけでなく、高次脳機能障害による認知機能の評価を積極的に行い、必要に応じて生活訓練プログラムを活用する。

また、訓練効果の検証として「社会生活の自立度に関する評価指標（SIM）」を利用開始時と終了時に実施し、フィードバックを行うことで利用者が訓練効果を実感できるようにする。その他、訓練サービスの提供だけでなく当事者同士の交流機会など、地域生活再開に向けた自己肯定感を高めるための活動機会を提供する。

ウ 訪問訓練

通所訓練成果の定着や生活範囲の拡大に必要な移動能力獲得など利用者の状況に応じて、利用者の生活基盤となる住まい等での評価・訓練等を行う。

エ 相談支援・コーディネート等

地域生活・リハビリテーション、高次脳機能障害等に関する各種相談に対しては、自立訓練事業の利用の可否検討をはじめ、必要に応じて、各種制度・社会資源等の情報提供やコーディネート等を行う。また、市内の通所施設などに対して身体障害や高次脳機能障害のある方の利用にあたっての環境調整や職員研修等の新たな社会資源開発を積極的に行う。

オ 個別支援計画書の作成・見直し等

利用者やご家族から把握したニーズや目標等を踏まえて、「社会生活の自立度に関する評価指標（SIM）」を基に各専門職員の多角的な視点により、利用者一人ひとりに応じた個別支援計画書及びリハビリテーション計画書を作成する。

また、利用者のニーズ等を常に把握するため、利用者ごとに担当者を設定し、職員会議や始業終業時において、センター職員間で利用者や訓練の状況等に関して情報共有する。なお、4週間に1回程度、嘱託医を交えた職員会議を開催し、嘱託医から指導やアドバイスを受けるとともに、利用者や訓練の状況等を踏まえて、3ヶ月に1回程度、他の支援機関職員を含めた総合ケース会議を開催し、中間評価や個別支援計画の見直しを行う。

さらに、終了時には終期評価を行うとともに、利用者アンケートを実施し支援の充実に活用していく。

カ 利用契約に当たって

利用者の身体・精神等の状態や、利用者やご家族のニーズ等を把握し、目標や課題等を整理

するための利用者に対する聴き取りや評価等を行う。

自立訓練利用の相談後、利用者の状況に応じて、早期に訓練を必要とする場合は、利用契約締結前から体験利用として訓練サービスを提供する。

(2) 生活訓練に関する業務

ア 利用定員・対象者

利用定員を 25 名とし、主に後天性脳損傷後の高次脳機能障害のある方を対象に、社会生活力の向上を目的とした訓練を実施する。特に、外見からはわかりにくく見えない障害と言われる高次脳機能障害を有する方々にとって必要な自己の障害への気づきを高め、適切な援助要請が行えるなどの社会技能の向上をめざす。

イ 生活訓練内容

高次脳機能障害のある方に対して、就労や余暇活動等の社会生活への意欲向上を図るため、機能・課題別グループ訓練や、訓練段階・目的別グループ訓練を中心に行いながら、個別の心理カウンセリングを行うことにより、利用者一人ひとりに最適なプログラムを提供する。また、ICT を活用したコミュニケーション能力も重要な社会生活力と位置づけ、訓練プログラムに積極的に取り入れていく。

また、訓練効果の検証として「社会生活の自立度に関する評価指標（SIM）」を利用開始時と終了時に実施し、フィードバックを行うことで利用者が訓練効果を実感できるようにする。その他、訓練サービスの提供だけでなく当事者同士の交流機会など、地域生活再開に向けた自己肯定感を高めるための活動機会を提供する。

ウ 訪問訓練

通所訓練成果の定着や生活範囲の拡大に必要な移動能力獲得など利用者の状況に応じて、利用者の生活基盤となる住まい等での評価・訓練等を行う。

エ 相談支援・コーディネート等

地域生活・リハビリテーション、高次脳機能障害等に関する各種相談に対しては、自立訓練事業の利用の要否検討をはじめ、必要に応じて、各種制度・社会資源等の情報提供やコーディネート等を行う。また、市内の通所施設などに対して高次脳機能障害のある方の利用にあたっての環境調整や職員研修等の新たな社会資源開発を積極的に行う。

オ 個別支援計画書の作成・見直し等

利用者やご家族から把握したニーズや目標等を踏まえて、「社会生活の自立度に関する評価指標（SIM）」を基に各専門職員の多角的な視点により、利用者一人ひとりに応じた個別支援計画書及びリハビリテーション計画書を作成する。

また、利用者のニーズ等を常に把握するため、利用者ごとに担当者を設定し、職員会議や始業終業時において、センター職員間で利用者や訓練の状況等に関して情報共有する。なお、4 週間に 1 回程度、嘱託医を交えた職員会議を開催し、嘱託医から指導やアドバイスを受けるとともに、利用者や訓練の状況等を踏まえて、3 ヶ月に 1 回程度、他の支援機関職員を含めた総合ケース会議を開催し、中間評価や個別支援計画の見直しを行う。さらに、終了時には終期評価を行うとともに、利用者アンケートを実施し支援の充実に活用していく。

カ 利用契約に当たって

利用者の身体・精神等の状態や、利用者やご家族のニーズ等を把握し、目標や課題等を整理するための利用者に対する聴き取りや評価等を行う。

自立訓練利用の相談後、利用者の状況に応じて、早期に訓練を必要とする場合は、利用契約締結前から体験利用として訓練サービスを提供する。

(3) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及に関する業務

ア 相談支援、コーディネート

(ア) 高次脳機能障害のある方とご家族等への相談支援

上記(1)(2)のエのとおり。

(イ) 行政機関・関係団体、支援機関との連携

地域の相談機関等が支援を行っている高次脳機能障害のある方について、地域生活での困り事の軽減を目的に共同した支援を行う。

イ 普及・啓発

高次脳機能障害の理解や支援方法等に関するチラシ等を活用して、関係団体・支援機関をはじめ、広く市民に対する啓発活動を行う。

ウ 研修事業

関係団体・支援機関等に対する研修会の開催

○関係団体・支援機関向け

場 所	健康福祉プラザ	健康福祉プラザ
日 程	6 月 24 日 (水)	8 月 23 日 (日)
定 員	70 人	70 人
内 容	高次脳機能障害のある方の 就労支援について	医療機関等従事者向け研修

○高次脳機能障害のある方・ご家族・市民向け

場 所	総合福祉会館
日 程	10 月 25 日 (日)
定 員	200 人
内 容	運動すれば認知機能が上がる！

○関係団体・支援機関向け

場 所	健康福祉プラザ
日 程	2 月 17 日 (水)
定 員	50 人
内 容	介護保険サービス等従事者向け研修

○各医療・福祉事業所への出張型勉強会

高次脳機能障害に係る症状と適切な対処法、後天性脳損傷者支援に必要な社会資源についてなど、1回60分間程度の支援機関向け出張勉強会を参加型及びオンライン開催で行う。

エ 高次脳機能障害支援ネットワークの構築、情報発信

(ア) ネットワークの構築

高次脳機能障害支援に係る事業所、関係機関、支援機関等と情報共有や、ネットワークの構築を行っていく。

(イ) 高次脳機能障害者自動車運転技能評価の実施

医療機関とネットワークを構築し、後天性脳損傷後の自動車運転再開についての相談支援とともに、神経心理学的検査、自動車運転シミュレーター評価、自動車実車運転評価など、医師意見書（診断書）作成のための評価と医師への情報提供を行う。

(ウ) その他

a 食事の提供

食事の提供については、第三者へ委託し、利用者の状況に応じて、栄養のバランス等に配慮した食事を提供する。

b 退所者の定着支援と当事者・家族の意見交換

自立訓練を終了し、次のステップに進んだ退所者と訓練利用者を対象に、レクリエーション活動等を通じて交流を深める「学習懇談会」を開催する。

日 程	6月、9月、1月、3月
内 容	退所者と利用者の現状報告、交流等

c 家族懇談会の開催

利用者のご家族、退所者のご家族同士が、意見や情報を交換すること等を目的として、家族懇談会を開催する。

回 数	12回（月1回）
内 容	家族同士の情報・意見交換、学習等

d 生活リハビリテーションセンター運営委員会の開催

市における高次脳機能障害支援体制を強化するため、関係団体・支援機関から生活リハビリテーションセンター事業に対する意見・評価を聴取し、より良い事業運営につなげるとともに、医療機関との連携の強化をはじめ、現状の課題等を解決するためのネットワークを構築することを目的として、「生活リハビリテーションセンター運営委員会」を開催する。

開催回数	2回
構 成 員	・急性期医療機関 ・回復期リハビリテーション医療機関 ・地域医療機関 ・精神科医療機関 就労支援機関 ・就労移行事業所 ・就労継続事業所・相談支援機関 ・障害者団体 ・センター嘱託医 等

(4) 障害福祉サービス事業所としての資質向上のための職場内研修及び委員会の実施

適切なサービス提供がなされるよう定められた職員研修を計画的に実施する。特に、積極的な外部研修会への参加と職員への伝達を通じて最新の知見が得られるようにする。

実施回数	1 回以上
研 修 会	・ 業務継続計画に関する研修 ・ 感染対策研修 ・ 身体拘束等適正化研修 ・ 虐待防止研修 ・ 職場におけるハラスメント研修 ・ 秘密保持研修 ・ 意思決定支援に関する研修 等
委 員 会	・ 虐待防止及び身体拘束適正化委員会

5 収支計画

「利用者ニーズを踏まえたサービスの向上」、「経費の節減」、「収入の確保」について、下記のとおり取り組む。

(1) 利用者ニーズを踏まえたサービスの向上

把握した利用者ニーズや課題等に対して、専門的見地からの対応及び質の高いサービスが提供できるよう、各職員が創意工夫を凝らし、関係団体・支援機関等と連携・協力しながら、利用者にとって利便性及び快適性の高い施設となるよう取り組むとともに魅力的な事業等を実施する。

また、昨年度に実施した事業のモニタリング結果から、業務の改善や内容の見直し等が必要な場合は、それらを踏まえて、昨年度よりも充実した内容で実施する。

(2) 経費の節減

ア 時間外勤務の削減

昨年度に引き続き、安定した業務遂行体制を維持し、時間外勤務を抑制する。

イ 光熱水費の節減

昨年度に引き続き、利用者にとって快適な利用空間を確保しながら、積極的に節電・節水・省エネルギーに取り組むことにより、光熱水費の節減を図る。

健康福祉プラザ運営協議会等を通じて、プラザ内各機関に対して、積極的に呼びかける。

(3) 利用料金制に伴う、収入の確保

ア 施設使用料収入の増加

利用料金制の導入に伴い、施設使用料体系や施設使用の在り方を検証し、障害のある方の施設使用に影響を及ぼさない範囲で、障害のない方の施設使用を促進し、使用料収入の増加を図る。

イ 教室等における実費負担の徴収

当該施設の法的根拠である、身体障害者福祉法第30条及び第31条に規定する「無料又は低額な料金」を踏まえて、教室等の参加に伴う実費負担を徴収する。

ウ 自立訓練事業の利用者数の拡大（生活リハビリテーションセンター）

近隣の医療機関との連携の強化や、高次脳機能障害に関する普及啓発を実施することにより、当該センターの相談支援や自立訓練につなげ、開所後14年間で蓄積したノウハウや支援方法等を活かし、高次脳機能障害のある方等を対象とした自立訓練を積極的に実施し、障害福祉サービス費収入の増加を図る。

令和8年度堺市社会福祉事業団予算書

(単位：千円)

勘 定 科 目			前年度予算額	予算額	増 減
事業活動による収支	収入	障害福祉サービス等事業収入	1,614,518	1,718,502	103,984
		受取利息配当金収入	100	288	188
		その他の収入	220	340	120
		事業活動収入計(1)	1,614,838	1,719,130	104,292
	支出	人件費支出	1,140,882	1,180,822	39,940
		事業費支出	253,228	256,655	3,427
		事務費支出	350,754	347,046	-3,708
		支払利息支出	449	414	-35
		事業活動支出計(2)	1,745,313	1,784,937	39,624
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	-130,475	-65,807	64,668
施設整備等による収支	収入	施設整備等収入計(4)			
		固定資産取得支出	1,711	5,709	3,998
	支出	ファイナンス・リース債務の返済支出	5,565	6,353	788
		施設整備等支出計(5)	7,276	12,062	4,786
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		-7,276	-12,062	-4,786
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	1,802	2,025	223
		その他の活動収入計(7)	1,802	2,025	223
	支出	積立資産支出	21,373	19,493	-1,880
		その他の活動支出計(8)	21,373	19,493	-1,880
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-19,571	-17,468	2,103
	予備費支出(10)		100	100	
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		-157,422	-95,437	61,985

令和8年度法人本部拠点区分予算書

(単位：千円)

勘定科目		前年度予算額	予算額	増減	
事業活動による収支	収入	受取利息配当金収入	100	288	188
		受取利息配当金収入	100	288	188
		その他の収入	20	20	
		雑収入	20	20	
		事業活動収入計(1)	120	308	188
	支出	人件費支出	48,845	45,512	-3,333
		役員報酬支出	6,240	6,532	292
		職員給料支出	20,086	17,132	-2,954
		職員賞与支出	7,421	6,520	-901
		非常勤職員給与支出	8,176	9,008	832
		退職給付支出	273	143	-130
		法定福利費支出	6,649	6,177	-472
		事務費支出	10,314	8,902	-1,412
		福利厚生費支出	233	250	17
		旅費交通費支出	71	71	
		研修研究費支出	585	198	-387
		事務消耗品費支出	640	640	
		印刷製本費支出	65	65	
		修繕費支出	432	432	
		通信運搬費支出	174	174	
		業務委託費支出	2,266	1,566	-700
		手数料支出	1,257	637	-620
		保険料支出	1,308	1,317	9
		賃借料支出	91	133	42
		土地・建物賃借料支出	2,538	2,593	55
		租税公課支出	23	40	17
		保守料支出	362	341	-21
		渉外費支出	10	10	
		諸会費支出	93	80	-13
		車輛費支出	156	345	189
		雑支出	10	10	
		支払利息支出	169	128	-41
		支払利息支出	169	128	-41
		事業活動支出計(2)	59,328	54,542	-4,786
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	-59,208	-54,234	4,974
施設整備等による収支	収入				
		施設整備等収入計(4)			
	支出	固定資産取得支出	1,711	5,709	3,998
		器具及び備品取得支出	1,711	5,709	3,998
		ファイナンス・リース債務の返済支出	2,980	3,021	41
		ファイナンス・リース債務の返済支出	2,980	3,021	41
施設整備等支出計(5)	4,691	8,730	4,039		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-4,691	-8,730	-4,039		
その他の活動による収支	収入	拠点区分間繰入金収入	20,144	63,551	43,407
		拠点区分間繰入金収入	20,144	63,551	43,407
		その他の活動収入計(7)	20,144	63,551	43,407
	支出	積立資産支出	536	487	-49
		退職給付引当資産支出	536	487	-49
		その他の活動支出計(8)	536	487	-49
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	19,608	63,064	43,456
予備費支出(10)	100	100			
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	-44,391		44,391		

令和8年度つばみ園拠点区分児童発達支援事業サービス区分予算書

(単位：千円)

勘定科目		前年度予算額	予算額	増減	
事業活動による収支	収入	障害福祉サービス等事業収入	490,353	581,554	91,201
		障害児施設給付費収入	138,513	144,551	6,038
		利用者負担金収入	1,576	1,809	233
		診療所収入	28,305	33,405	5,100
		その他の事業収入	321,959	401,789	79,830
		その他の収入	100	100	
		雑収入	100	100	
		事業活動収入計(1)	490,453	581,654	91,201
	支出	人件費支出	398,937	407,787	8,850
		職員給料支出	199,178	197,962	-1,216
		職員賞与支出	69,589	72,229	2,640
		非常勤職員給与支出	73,402	79,739	6,337
		退職給付支出	2,594	2,803	209
		法定福利費支出	54,174	55,054	880
		事業費支出	86,394	86,229	-165
		給食費支出	6,660	5,756	-904
		医薬品費支出	535	535	
		診療・療養等材料費支出	740	740	
		保健衛生費支出	279	165	-114
		保育材料費支出	1,686	1,676	-10
		水道光熱費支出	15,205	16,245	1,040
		保険料支出	577	624	47
		賃借料支出	60,426	60,265	-161
		教育指導費支出	121	50	-71
		車輛費支出	105	113	8
		雑支出	60	60	
		事務費支出	42,069	41,813	-256
		福利厚生費支出	1,941	1,928	-13
		職員被服費支出	124	115	-9
		旅費交通費支出	176	160	-16
		研修研究費支出	286	240	-46
		事務消耗品費支出	1,547	1,305	-242
		燃料費支出	10	10	
修繕費支出		5,788	5,788		
通信運搬費支出		1,588	1,585	-3	
広報費支出		600	728	128	
業務委託費支出		18,254	18,644	390	
手数料支出		2,036	1,670	-366	
賃借料支出		519	519		
租税公課支出		88	78	-10	
保守料支出	8,624	8,555	-69		
諸会費支出	448	448			
雑支出	40	40			
支払利息支出	109	103	-6		
支払利息支出	109	103	-6		
	事業活動支出計(2)	527,509	535,932	8,423	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	-37,056	45,722	82,778	
施設整備等による収支	収入				
		施設整備等収入計(4)			
	支出	ファイナンス・リース債務の返済支出	976	982	6
		ファイナンス・リース債務の返済支出	976	982	6
		施設整備等支出計(5)	976	982	6
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-976	-982	-6	

その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	607	619	12
		自主事業積立資産取崩収入	607	619	12
		その他の活動収入計(7)	607	619	12
	支出	積立資産支出	6,727	6,133	-594
		退職給付引当資産支出	6,727	6,133	-594
		拠点区分間繰入金支出	7,033	39,226	32,193
		拠点区分間繰入金支出	7,033	39,226	32,193
		その他の活動支出計(8)	13,760	45,359	31,599
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		-13,153	-44,740	-31,587
	予備費支出(10)				
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		-51,185		51,185	

令和8年度つばみ園拠点区分障害児相談支援事業サービス区分予算書

(単位：千円)

勘 定 科 目			前年度予算額	予算額	増 減	
事業活動による収支	収入	障害福祉サービス等事業収入	19,544	19,058	-486	
		障害児施設給付費収入	7,198	7,713	515	
		その他の事業収入	12,346	11,345	-1,001	
		事業活動収入計(1)	19,544	19,058	-486	
	支出	人件費支出	17,065	16,666	-399	
		職員給料支出	10,604	10,276	-328	
		職員賞与支出	4,052	3,963	-89	
		退職給付支出	91	190	99	
		法定福利費支出	2,318	2,237	-81	
		事業費支出	95	118	23	
		水道光熱費支出	67	72	5	
		保険料支出	11	29	18	
		車輛費支出	17	17		
		事務費支出	1,741	1,103	-638	
		福利厚生費支出	58	59	1	
		旅費交通費支出	52	52		
		研修研究費支出	32	64	32	
		事務消耗品費支出	13	13		
		通信運搬費支出	269	225	-44	
		業務委託費支出	79	84	5	
		手数料支出	1,005	383	-622	
		賃借料支出	3	3		
		保守料支出	205	195	-10	
		諸会費支出	25	25		
		支払利息支出	25	19	-6	
		支払利息支出	25	19	-6	
		事業活動支出計(2)		18,926	17,906	-1,020
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		618	1,152	534
施設整備等による収支	収入					
		施設整備等収入計(4)				
	支出	ファイナンス・リース債務の返済支出	274	280	6	
		ファイナンス・リース債務の返済支出	274	280	6	
		施設整備等支出計(5)	274	280	6	
		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-274	-280	-6	
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	58	399	341	
		退職給付引当資産取崩収入	15	351	336	
		自主事業積立資産取崩収入	43	48	5	
		その他の活動収入計(7)	58	399	341	
	支出	拠点区分間繰入金支出	402	1,271	869	
		拠点区分間繰入金支出	402	1,271	869	
		その他の活動支出計(8)	402	1,271	869	
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-344	-872	-528	
予備費支出(10)						
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)						

令和8年度もず園拠点区分児童発達支援事業サービス区分予算書

(単位：千円)

		勘定科目	前年度予算額	予算額	増減	
事業活動による収支	収入	障害福祉サービス等事業収入	585,403	593,036	7,633	
		障害児施設給付費収入	209,480	213,029	3,549	
		利用者負担金収入	2,558	2,273	-285	
		診療所収入	25,071	28,822	3,751	
		その他の事業収入	348,294	348,912	618	
		その他の収入	100	220	120	
		雑収入	100	220	120	
		事業活動収入計(1)	585,503	593,256	7,753	
		支出	人件費支出	490,142	519,685	29,543
	職員給料支出		244,383	260,559	16,176	
	職員賞与支出		86,862	94,601	7,739	
	非常勤職員給与支出		88,880	90,649	1,769	
	退職給付支出		3,504	3,753	249	
	法定福利費支出		66,513	70,123	3,610	
	事業費支出		93,761	93,559	-202	
	給食費支出		8,360	7,481	-879	
	医薬品費支出		338	338		
	診療・療養等材料費支出		946	946		
	保健衛生費支出		230	348	118	
	保育材料費支出		2,453	2,453		
	水道光熱費支出		9,514	10,073	559	
	保険料支出		901	901		
	賃借料支出		70,639	70,639		
	教育指導費支出		35	35		
	車輛費支出		115	115		
	雑支出		230	230		
	事務費支出		35,094	34,843	-251	
	福利厚生費支出		2,538	2,581	43	
	職員被服費支出		88	88		
	旅費交通費支出		87	150	63	
	研修研究費支出		285	231	-54	
	事務消耗品費支出		845	1,190	345	
	修繕費支出		2,737	2,637	-100	
	通信運搬費支出		1,912	1,912		
	広報費支出		273	973	700	
	業務委託費支出		14,310	14,310		
	手数料支出		2,980	1,991	-989	
	賃借料支出		1,144	1,144		
	租税公課支出		73	73		
	保守料支出		7,334	7,075	-259	
	諸会費支出		448	448		
	雑支出		40	40		
	支払利息支出		121	89	-32	
	支払利息支出		121	89	-32	
			事業活動支出計(2)	619,118	648,176	29,058
			事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	-33,615	-54,920	-21,305
施設整備等による収支	収入					
			施設整備等収入計(4)			
	支出		ファイナンス・リース債務の返済支出	1,061	1,093	32
			ファイナンス・リース債務の返済支出	1,061	1,093	32
			施設整備等支出計(5)	1,061	1,093	32
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		-1,061	-1,093	-32	

その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	936	929	-7
		自主事業積立資産取崩収入	936	929	-7
		その他の活動収入計(7)	936	929	-7
	支出	積立資産支出	9,003	9,800	797
		退職給付引当資産支出	9,003	9,800	797
		拠点区分間繰入金支出	9,043	17,688	8,645
		拠点区分間繰入金支出	9,043	17,688	8,645
		その他の活動支出計(8)	18,046	27,488	9,442
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		-17,110	-26,559	-9,449
	予備費支出(10)				
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		-51,786	-82,572	-30,786	

令和8年度もず園拠点区分障害児相談支援事業サービス区分予算書

(単位：千円)

勘定科目		前年度予算額	予算額	増減		
事業活動による収支	収入	障害福祉サービス等事業収入	25,095	27,658	2,563	
		障害児施設給付費収入	7,777	9,140	1,363	
		その他の事業収入	17,318	18,518	1,200	
		事業活動収入計(1)	25,095	27,658	2,563	
	支出	人件費支出	22,362	23,565	1,203	
		職員給料支出	14,014	15,190	1,176	
		職員賞与支出	5,061	5,054	-7	
		退職給付支出	273	143	-130	
		法定福利費支出	3,014	3,178	164	
		事業費支出	140	145	5	
		水道光熱費支出	97	102	5	
		保険料支出	16	16		
		車輜費支出	27	27		
		事務費支出	1,892	1,260	-632	
		福利厚生費支出	85	87	2	
		旅費交通費支出	53	53		
		研修研究費支出	96	96		
		事務消耗品費支出	24	24		
		通信運搬費支出	188	188		
		業務委託費支出	131	131		
		手数料支出	1,011	385	-626	
		賃借料支出	8	8		
		保守料支出	271	263	-8	
		諸会費支出	25	25		
		支払利息支出	25	19	-6	
		支払利息支出	25	19	-6	
		事業活動支出計(2)		24,419	24,989	570
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		676	2,669	1,993
	施設整備等による収支	収入				
			施設整備等収入計(4)			
支出		ファイナンス・リース債務の返済支出	274	280	6	
		ファイナンス・リース債務の返済支出	274	280	6	
		施設整備等支出計(5)	274	280	6	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		-274	-280	-6		
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	201	78	-123	
		退職給付引当資産取崩収入	128		-128	
		自主事業積立資産取崩収入	73	78	5	
		その他の活動収入計(7)	201	78	-123	
	支出	積立資産支出		129	129	
		退職給付引当資産支出		129	129	
		拠点区分間繰入金支出	603	2,338	1,735	
		拠点区分間繰入金支出	603	2,338	1,735	
その他の活動支出計(8)		603	2,467	1,864		
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		-402	-2,389	-1,987		
予備費支出(10)						
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)						

令和8年度健康福祉プラザ拠点区分身体障害者福祉センター事業サービス区分予算書

(単位：千円)

		勘定科目	前年度予算額	予算額	増減	
事業活動による収支	収入	障害福祉サービス等事業収入	390,854	393,171	2,317	
		利用者負担金収入	2,461	2,772	311	
		その他の事業収入	388,393	390,399	2,006	
		事業活動収入計(1)	390,854	393,171	2,317	
	支出	人件費支出	75,123	74,285	-838	
		職員給料支出	36,624	30,364	-6,260	
		職員賞与支出	12,283	14,381	2,098	
		非常勤職員給与支出	15,497	17,403	1,906	
		退職給付支出	957	998	41	
		法定福利費支出	9,762	11,139	1,377	
		事業費支出	69,518	73,399	3,881	
		教養娯楽費支出	1,733	1,636	-97	
		水道光熱費支出	65,060	69,000	3,940	
		燃料費支出	50	48	-2	
		保険料支出	632	632		
		賃借料支出	120	170	50	
		車両費支出	180	180		
		報償費支出	1,743	1,733	-10	
		事務費支出	254,866	255,361	495	
		福利厚生費支出	192	195	3	
		旅費交通費支出	212	209	-3	
		研修研究費支出	37	37		
		事務消耗品費支出	1,618	1,470	-148	
		修繕費支出	4,900	4,900		
		通信運搬費支出	2,745	2,004	-741	
		広報費支出	698	715	17	
		業務委託費支出	39,042	38,212	-830	
		手数料支出	1,099	386	-713	
		保険料支出	152	136	-16	
		賃借料支出	1,114	1,159	45	
		租税公課支出	56	56		
		保守料支出	8,523	8,595	72	
		配分金支出	194,458	197,231	2,773	
		諸会費支出	20	56	36	
			事業活動支出計(2)	399,507	403,045	3,538
			事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	-8,653	-9,874	-1,221
施設整備等による収支	収入					
		施設整備等収入計(4)				
	支出					
		施設整備等支出計(5)				
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)					
その他の活動による収支	収入					
		その他の活動収入計(7)				
	支出	積立資産支出		1,578	1,578	
		退職給付引当資産支出		1,578	1,578	
		拠点区分間繰入金支出	1,407	1,413	6	
		拠点区分間繰入金支出	1,407	1,413	6	
	その他の活動支出計(8)	1,407	2,991	1,584		
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-1,407	-2,991	-1,584			
予備費支出(10)						
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		-10,060	-12,865	-2,805		

令和8年度健康福祉プラザ拠点区分障害福祉サービス事業サービス区分予算書
(単位：千円)

		勘定科目	前年度予算額	予算額	増減
事業活動による収支	収入	障害福祉サービス等事業収入	103,269	104,025	756
		自立支援給付費収入	60,058	60,376	318
		利用者負担金収入	8,526	8,944	418
		特定費用収入	30	50	20
		その他の事業収入	34,655	34,655	
		事業活動収入計(1)	103,269	104,025	756
	支出	人件費支出	88,408	93,322	4,914
		職員給料支出	49,493	51,159	1,666
		職員賞与支出	17,710	18,421	711
		非常勤職員給与支出	8,396	10,216	1,820
		退職給付支出	819	950	131
		法定福利費支出	11,990	12,576	586
		事業費支出	3,320	3,205	-115
		給食費支出	2,503	2,483	-20
		保健衛生費支出	101	87	-14
		消耗器具備品費支出	33	20	-13
		保険料支出	77	102	25
		教育指導費支出	274	181	-93
		報償費支出	332	332	
		事務費支出	4,778	3,764	-1,014
		福利厚生費支出	388	339	-49
		職員被服費支出	55	55	
		旅費交通費支出	65	69	4
		研修研究費支出	364	373	9
		事務消耗品費支出	289	205	-84
		印刷製本費支出	32	32	
		通信運搬費支出	534	354	-180
		広報費支出	290	248	-42
		業務委託費支出		60	60
		手数料支出	233	180	-53
		賃借料支出	1,411	681	-730
		租税公課支出	2	2	
		保守料支出	1,095	1,090	-5
		諸会費支出	20	20	
		雑支出		56	56
		支払利息支出		56	56
		支払利息支出		56	56
			事業活動支出計(2)	96,506	100,347
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	6,763	3,678	-3,085	
施設整備等による収支	収入				
		施設整備等収入計(4)			
	支出	ファイナンス・リース債務の返済支出		697	697
		ファイナンス・リース債務の返済支出		697	697
		施設整備等支出計(5)		697	697
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		-697	-697	
その他の活動による収支	収入				
		その他の活動収入計(7)			
	支出	積立資産支出	5,107	1,366	-3,741
		退職給付引当資産支出	5,107	1,366	-3,741
		拠点区分間繰入金支出	1,656	1,615	-41
		拠点区分間繰入金支出	1,656	1,615	-41
	その他の活動支出計(8)	6,763	2,981	-3,782	
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-6,763	-2,981	3,782	
		予備費支出(10)			
		当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			

